



職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 27 年 10 月

千葉県人事委員会

人委給第96号

平成27年10月19日

千葉県議会議長 本間 進 様

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県人事委員会

委員長 川野辺 二郎

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、
職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙
第2のとおり勧告するとともに、公務運営について別紙第3のとおり報告
します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	給与勧告の基本的考え方	3
2	職員の給与	4
3	民間給与の調査	4
4	職員の給与と民間給与との比較	4
	(1) 民間給与との較差	
	(2) 特別給	
5	物価及び生計費	5
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
6	人事院の報告及び勧告の概要	5
7	本年の給与改定	6
	(1) 改定についての考え方	
	(2) 本年の給与改定	
8	給与制度の総合的見直し	9
	(1) 給与制度の総合的見直しの経緯	
	(2) 平成28年度において実施する事項	
9	教員給与の見直し	9
10	再任用職員の給与	10
11	今後の給与制度の在り方	10
12	給与改定実施の要請	11

別紙第2	勧告	12
------	----	----

別紙第3 公務運営に関する報告

1	雇用と年金の接続	49
2	能力・実績に基づく人事管理	50
3	多様で有為な人材の確保	50
4	勤務環境の整備	51
	(1) 総実勤務時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) ハラスメント防止対策	
	(4) 両立支援の推進	
	(5) 勤務形態の多様化	

職員の給与に関する報告

本委員会は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の給与決定等に関連のある諸事情を、昨年の報告以降調査検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならないとされている。

本委員会では、毎年、職員の給与を統計的に調査する一方、本県の民間給与の実態について実地調査を行い、両者の較差を算出するとともに、人事院勧告等を総合的に勘案して議会及び知事に調査結果及び所見を報告し、併せて所要の勧告を行っている。

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行ってきた。この理由として、職員も勤労者であり、その給与は社会一般の情勢に適応した適正なものとする必要がある中で、県は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であること、また、職員の給与は県民の負担で賄われていることなどから、労使交渉等によってその時々
の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与に職員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解と納得を得られる方法であると考えられるからである。

2 職員の給与

本年4月現在で調査・集計した本県の「平成27年人事統計に関する報告」によると、在職者は57,419人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の9種13給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は9,200人であって、その平均年齢は41.6歳であり、男女別構成は男61.6%、女38.4%、学歴別構成は大学卒54.8%、短大卒13.2%、高校卒32.0%、中学卒0.0%である。これらの職員の給与月額平均は、本年4月現在において375,501円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額平均は397,150円となる。

(報告資料第1表～第3表)

3 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、千葉市人事委員会及び人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した373の事業所について「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額の詳細な調査を行った。

また、各民間企業における給与改定の状況、家族手当及び賞与等の特別給の支給状況等についても、調査を行った。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、本年も86.0%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

4 職員の給与と民間給与との比較

(1) 民間給与との較差

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本県の職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額をそれぞれ対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均3,223円（0.85%）上回っていることが明らかとなった。

（報告資料第24表）

（2）特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.22月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.10月）を上回っている。

（報告資料第16表）

5 物価及び生計費

（1）物価指数

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国で0.6%上昇しており、千葉市では1.1%の上昇となっている。

（報告資料第26表）

（2）標準生計費

本委員会が、総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年4月において2人世帯で149,460円、3人世帯で182,990円、4人世帯で216,540円となった。

（報告資料第25表）

6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月6日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。

月例給については、民間給与が国家公務員給与を平均1,469円（0.36%）上回って

いることから、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおいて平成28年度以降に予定していた地域手当の支給割合の引上げの一部を実施することとしている。特別給については、民間の支給割合が国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数を0.11月分上回っていることから、支給月数を0.10月分引き上げることとしている。

また、給与制度の総合的見直しに関し、平成28年度において諸手当の所要の改定を行うこととしている。

(報告資料〈参考〉人事院勧告の骨子)

7 本年の給与改定

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与勧告等諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与改定についての本委員会の見解は、次のとおりである。

(1) 改定についての考え方

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与を社会一般の情勢に適応するよう変更することを基本とし、民間給与との均衡を図ってきたところである。近年の本県職員の給与は、民間給与が厳しい状況にあったことを反映して、平成11年に年間給与が減少に転じて以降、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いていたが、一昨年は若年層に限定した月例給の引上げ、また昨年は若年層に重点を置いた月例給の引上げとともに特別給の引上げが行われ、年間給与の増加となった。

次に、本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、約8割の民間事業所において定期的に行われている昇給を実施しており、また、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は29.4%（昨年24.2%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.3%（同0.2%）となっており、昨年と比べてベースアップを実施した事業所の割合が増加している。

このような状況において、前記のとおり、本年4月時点における較差を算出

したところ、民間給与が職員の給与を3,223円（0.85%）上回っているものと認められた。

これらのことを踏まえ、本年の給与改定をどのように取り扱うかを検討した結果、本年の民間給与との較差の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間の特別給の支給割合に見合うよう引き上げる必要があると判断した。

以上の状況及び本年の人事院勧告の内容を総合的に勘案すると、本委員会としては、(2)に示すとおり給与を改定することが適当であると考える。

(2) 本年の給与改定

ア 月例給

(1)の改定についての考え方にに基づき、以下の内容のとおり月例給を改定することとする。

(ア) 給料表

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて、給料月額の改定を行う必要がある。ただし、若年層については、初任給の民間との差を考慮して、人事院勧告で示された改定後の俸給月額までの改定とする。（平均改定率 0.3%）

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行う必要がある。ただし、教育職給料表（二）の1級については、実習助手等の給与水準を考慮し、全国人事委員会連合会が作成したモデル給料表の改定率を用い、改定を行うこととする。

(イ) 地域手当

地域手当の支給割合については、(ア)の給料表の改定を行っても残ることとなる民間給与との較差を解消するため、次のとおり改定を行うこととする。

区 分	平成27年度の支給割合	
		うち遡及改定分
甲 地	16.3%	0.8%
乙 地	8.3%	0.8%
甲地に属する地域 以外の地域に在勤する 医師又は歯科医師	15.5%	0.5%

(ウ) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当については、国に準じて改定する必要がある。

以上の改定による行政職給料表適用者の改定額（率）は、次のとおりとなる。

改定（月例給）の内訳

項 目	改定額(率)
給料の月額	404円 (0.11%)
地域手当	2,787円 (0.73%)
はね返り分等	32円 (0.01%)
計	3,223円 (0.85%)

(注) 「はね返り分」とは、地域手当など給料の月額を算定基礎としている諸手当の額が、給料の月額の改定に伴い増減することによる分をいう。

なお、本年は、給与制度の総合的見直しにおける給料表水準の引下げに伴う経過措置額を多くの職員が受けており、その大半は、給料表の引上げ改定を行っても実際に支給される給料の月額は増加しないため、上表のとおり、給料の月額の改定率（0.11%）は給料表の平均改定率（0.3%）に比べて小さくなっている。

イ 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.20月分とする必要がある。

なお、支給月数の引上げ分については、人事院勧告の内容に準じて、勤勉手当を引き上げることとする。

ウ 改定の実施時期

アの改定は、平成27年4月1日から実施することとし、イについては、人事院勧告の内容に準じ実施することとする。

8 給与制度の総合的見直し

(1) 給与制度の総合的見直しの経緯

国は、昨年の一般職の職員の給与に関する法律の改正に基づき、本年4月から、俸給表の水準を平均2%引き下げた上で、地域間の給与配分、世代間の給与配分、職務や勤務実績に応じた給与配分を見直すことを内容とする給与制度の総合的見直しを3年間にわたって段階的に実施している。

本県においても、給与条例の改正によって、国と同様に本年4月から給与制度の総合的見直しを実施しており、今後、諸手当の見直しについて、人事委員会規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成させることとしている。

(2) 平成28年度において実施する事項

平成28年度においては、職員の在職状況等を踏まえ、以下の施策について所要の措置を講ずることとする。

ア 地域手当の支給割合の改定

地域手当の支給割合については、平成28年4月1日から、給与条例に定める支給割合とする。

イ 単身赴任手当の支給額の改定

単身赴任手当の基礎額及び加算額の限度については、平成28年4月1日から、給与条例に定める額とする。

9 教員給与の見直し

教員給与に関しては、引き続きメリハリある教員給与体系を実現する観点から、共通給料表導入後の職員の状況、他の都道府県の動向、また教育委員会の意見等も踏まえながら、職務の実態に応じた給与上の措置の見直し、職務・職責に応じ

た適切な処遇について検討を進める必要がある。

10 再任用職員の給与

再任用職員の給与については、本県の民間における再雇用者に対する単身赴任手当の支給状況等を踏まえ、給与条例の改正により、本年4月から単身赴任手当を支給している。

本年の職種別民間給与実態調査において、民間事業所における公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準について把握したところ、その給与水準は、当該民間事業所の公的年金が支給される再雇用者と同じであるとする事業者が大半であり、国と同様の状況が伺われた。

人事院は、再任用職員の給与については、民間企業の再雇用者の給与の動向や再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討を行っていくこととしていることから、本県としても、引き続きその状況を注視していく必要がある。

11 今後の給与制度の在り方

給与制度の在り方については、国及び民間の動向に留意しつつ、中・長期的な視点に立って検討を重ねてきたところである。

民間企業においては、本年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、昇給制度のある事業所のうち、約7割の事業所において査定昇給制度が存在しており、能力・実績に応じた賃金制度が定着していると考えられる。また、昨年5月に地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から、全ての地方公共団体は、能力・実績に基づく人事評価制度を導入し、これを給与等の人事管理の基礎として活用するものとされたところである。このような状況を踏まえ、国の人事評価制度における評価結果の給与への活用状況などを参考に、能力・実績を的確に給与に反映できる仕組みづくりに、速やかに取り組んでいく必要がある。

また、55歳を超える職員の給与水準について、民間との給与差の状況や、昇給制度の見直し・運用の実施状況を見ながら、全体の公民較差や国の動向等を踏ま

えつつ、必要な対応について引き続き検討を進めることとする。

12 給与改定実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、長年の経緯を経て、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表について

給料表について、現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当について

医師及び歯科医師に対する支給月額を307,800円とすること。

(3) 期末手当・勤勉手当について

ア 平成27年度の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分(再任用職員にあっては、0.4月分)とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.05月分(再任用職員にあっては、0.5月分)とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

イ 平成28年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.375月分)とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分)とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、1の(3)のアについては平成27年12月1日から、1の(3)のイについては平成28年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400	
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200	
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800	
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300	
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400		

43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			

	91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400					
	92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600					
	93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800					
	94		293,600	341,400	380,300						
	95		294,000	341,900	380,700						
	96		294,400	342,300	381,100						
	97		294,600	342,400	381,400						
	98		294,900	342,900							
	99		295,300	343,300							
	100		295,700	343,600							
	101		295,900	343,900							
	102		296,200	344,300							
	103		296,600	344,700							
	104		296,900	345,100							
	105		297,100	345,600							
	106		297,400	346,000							
	107		297,800	346,400							
	108		298,100	346,800							
	109		298,300	347,300							
	110		298,700	347,700							
	111		299,100	348,000							
	112		299,400	348,300							
	113		299,500	348,800							
	114		299,800								
	115		300,100								
	116		300,500								
	117		300,700								
	118		300,900								
	119		301,200								
	120		301,500								
	121		301,900								
	122		302,100								
	123		302,400								
	124		302,700								
	125		303,000								
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	520,200
任期付職員		149,000	190,200	222,700	253,200	271,300	292,000	324,000	359,800	404,400	520,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
再任 用職 員以 外の 職員	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400
	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300
	41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
	42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200

43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	
49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	
50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	
51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	
52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	
53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	
54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	
55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	
56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	
57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	
58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800	
59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000	
60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200	
61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600	
62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100		
63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400		
64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700		
65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000		
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300		
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600		
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900		
69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100		
70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400		
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700		
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000		
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200		
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500		
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800		
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100		
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300		
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600		
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900		
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200		
81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400		
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700		
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000		
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300		
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500		
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300			
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600			
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800			
89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000			
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300			

91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000
94	299,400	323,000	349,400	383,000	414,900	
95	300,500	324,400	350,900	383,600	415,300	
96	301,800	325,700	352,400	384,100	415,700	
97	302,900	326,900	353,700	384,500	416,000	
98	304,100	328,200	354,900	384,900		
99	305,300	329,500	356,000	385,500		
100	306,500	330,800	357,200	386,000		
101	307,700	332,200	358,300	386,400		
102	308,700	333,100	359,400	386,900		
103	309,800	334,200	360,500	387,500		
104	310,800	335,400	361,700	388,000		
105	311,600	336,500	362,900	388,300		
106	312,200	337,600	363,400	388,700		
107	312,800	338,600	364,000	389,200		
108	313,500	339,700	364,600	389,500		
109	314,000	340,900	365,200	389,800		
110	314,500	341,900	365,700	390,300		
111	315,000	342,900	366,200	390,800		
112	315,600	343,800	366,700	391,300		
113	316,400	344,700	367,100	391,600		
114	317,100	345,600	367,500	392,100		
115	317,800	346,600	368,100	392,600		
116	318,500	347,600	368,600	393,100		
117	319,100	348,600	369,000	393,400		
118	319,900	349,100	369,500	393,900		
119	320,600	349,700	370,100	394,400		
120	321,400	350,300	370,600	394,900		
121	322,000	350,600	370,700	395,300		
122	322,300	351,000	371,300	395,800		
123	322,800	351,500	371,800	396,200		
124	323,300	351,900	372,200	396,700		
125	323,600	352,300	372,700	397,100		
126		352,700	373,200			
127		353,200	373,700			
128		353,600	374,200			
129		354,000	374,500			
130		354,400	375,000			
131		354,800	375,500			
132		355,200	376,000			
133		355,400	376,300			
134		355,900	376,800			
135		356,300	377,200			
136		356,600	377,600			
137		356,900	377,900			
138		357,300	378,400			

	139		357,800	378,900						
	140		358,300	379,400						
	141		358,600	379,700						
	142		359,100							
	143		359,600							
	144		360,100							
	145		360,400							
再任用職員		240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

教育職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	210,000	270,700	318,100	403,400
	2	212,200	273,700	321,000	405,700
	3	214,400	276,500	324,100	408,100
	4	216,600	279,300	327,200	410,600
	5	218,700	282,200	330,400	413,000
	6	220,900	284,700	333,200	415,500
	7	223,100	286,900	336,000	417,900
	8	225,200	289,300	338,700	420,400
	9	227,500	292,000	341,700	422,300
	10	229,900	294,500	344,800	424,800
	11	232,300	296,900	347,900	427,200
	12	234,700	299,500	351,200	429,600
	13	237,000	302,000	354,300	431,300
	14	239,400	304,000	356,400	433,500
	15	241,800	306,100	358,800	435,700
	16	244,200	308,200	361,400	438,000
	17	246,300	310,400	364,000	440,300
	18	249,400	312,600	366,200	442,700
	19	252,500	314,700	368,500	445,000
	20	255,600	316,700	370,700	447,400
	21	258,500	318,800	372,800	449,500
	22	261,500	321,400	374,900	451,800
	23	264,400	324,000	377,000	454,200
	24	267,300	326,800	379,100	456,500
再任 用職 員以 外の 職員	25	270,100	329,100	380,900	458,500
	26	272,700	331,300	382,700	460,700
	27	275,200	333,600	384,600	462,800
	28	277,900	336,100	386,500	465,000
	29	280,800	338,500	388,500	467,100
	30	283,200	340,700	390,200	469,400
	31	285,400	342,800	391,900	471,600
	32	287,800	344,900	393,600	473,700
	33	290,400	347,100	395,400	475,600
	34	292,600	349,400	397,200	477,700
	35	295,100	351,700	398,800	480,000
	36	297,500	353,900	400,600	482,200
	37	300,000	355,900	401,900	484,300
	38	301,700	357,900	403,500	486,300
	39	303,500	360,000	405,100	488,200
	40	305,200	361,900	406,700	490,100
	41	307,100	363,900	408,000	492,100
	42	308,100	365,800	409,600	494,000

43	309,000	367,600	411,100	495,700
44	309,900	369,400	412,700	497,600
45	310,900	371,400	414,100	499,500
46	312,000	373,200	415,700	501,300
47	313,100	374,800	417,100	503,100
48	314,200	376,600	418,700	505,000
49	315,200	378,500	420,100	506,700
50	316,300	380,100	421,400	508,400
51	317,200	381,900	422,700	510,200
52	318,200	383,600	424,000	512,100
53	319,400	384,900	424,700	513,700
54	320,400	386,400	425,700	515,300
55	321,500	387,800	426,600	517,000
56	322,500	389,400	427,500	518,600
57	323,600	390,800	428,400	520,200
58	324,700	392,200	429,300	521,500
59	325,800	393,500	430,200	522,800
60	326,800	395,000	431,100	524,000
61	327,900	396,300	432,000	525,200
62	328,900	397,700	432,900	526,200
63	330,000	399,200	433,900	527,200
64	331,100	400,700	435,000	528,200
65	332,000	401,700	435,900	528,800
66	333,100	402,800	436,900	529,700
67	334,000	403,800	437,900	530,600
68	335,100	404,900	438,800	531,500
69	336,000	405,900	439,800	532,400
70	337,100	406,800	440,800	533,200
71	338,100	407,600	441,700	533,900
72	339,200	408,400	442,700	534,400
73	339,800	409,200	443,700	535,100
74	340,800	410,100	444,600	535,600
75	341,800	410,900	445,500	536,400
76	342,800	411,700	446,500	537,000
77	343,800	412,400	447,300	537,500
78	344,800	412,800	447,800	
79	345,700	413,100	448,500	
80	346,600	413,400	449,100	
81	347,600	413,700	449,900	
82	348,600	414,000	450,600	
83	349,600	414,200	450,900	
84	350,600	414,500	451,500	
85	351,200	414,800	451,900	
86	351,800	415,100	452,200	
87	352,400	415,400	452,500	
88	353,000	415,700	452,800	
89	353,600	415,900	453,100	
90	354,000	416,200		

91	354,400	416,500		
92	354,900	416,800		
93	355,400	417,000		
94	355,800	417,300		
95	356,300	417,600		
96	356,800	417,900		
97	357,400	418,100		
98	357,900	418,400		
99	358,300	418,700		
100	358,800	418,900		
101	359,200	419,100		
102	359,700	419,400		
103	360,000	419,700		
104	360,500	419,900		
105	361,000	420,100		
106	361,400			
107	361,900			
108	362,400			
109	362,800			
110	363,300			
111	363,800			
112	364,200			
113	364,600			
114	365,000			
115	365,500			
116	365,900			
117	366,300			
118	366,700			
119	367,200			
120	367,600			
121	367,900			
122	368,300			
123	368,800			
124	369,100			
125	369,500			
126	370,000			
127	370,500			
128	370,900			
129	371,300			
再任用職員	281,600	292,600	314,500	398,500

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,900	170,000	258,200	287,300	405,500
	2	157,400	172,100	260,700	289,900	407,000
	3	158,900	174,200	263,000	292,800	408,500
	4	160,400	176,400	265,400	295,400	410,000
	5	162,100	178,400	268,000	297,900	411,400
	6	164,100	180,600	270,400	300,300	412,800
	7	165,900	182,800	272,600	302,700	414,300
	8	167,700	185,000	274,800	305,100	415,900
	9	169,500	187,300	277,200	307,600	417,300
	10	171,700	190,100	279,500	310,300	418,700
	11	173,700	192,800	281,900	313,000	420,100
	12	175,700	195,500	284,200	315,900	421,400
	13	177,800	198,400	286,600	318,500	422,700
	14	180,000	200,100	288,700	320,500	424,100
	15	182,200	201,700	290,700	322,600	425,500
	16	184,400	203,400	292,700	324,900	426,900
	17	186,700	205,200	294,900	327,200	428,100
	18	189,400	206,900	297,500	329,400	429,400
	19	191,900	208,600	300,000	331,700	430,600
	20	194,400	210,200	302,700	333,900	431,900
	21	196,900	212,000	305,200	336,200	433,000
	22	198,600	213,900	307,800	338,400	434,200
	23	200,300	215,800	310,200	340,700	435,500
	24	202,000	217,700	312,900	343,000	436,800
	25	203,500	219,400	315,500	345,000	438,100
	26	205,100	221,400	317,800	346,800	439,300
	27	206,700	223,400	320,200	348,700	440,300
	28	208,200	225,400	322,500	350,600	441,400
	29	209,900	227,300	324,800	352,500	442,600
	30	211,600	230,000	326,800	354,300	443,400
	31	213,300	232,700	329,000	356,000	444,200
	32	215,000	235,400	331,200	357,900	445,100
	33	216,500	238,000	333,300	359,600	446,000
	34	218,200	240,800	335,400	361,300	446,500
	35	219,900	243,400	337,500	363,000	447,000
	36	221,600	246,100	339,500	364,800	447,500
	37	223,200	248,600	341,600	366,700	448,000
	38	224,900	251,100	343,500	368,200	448,500
	39	226,600	253,600	345,500	369,800	449,000
	40	228,300	256,000	347,400	371,400	449,500
	41	230,000	258,600	349,300	372,700	450,000
	42	231,800	261,000	351,100	374,100	450,500

43	233,600	263,200	352,900	375,500	451,000
44	235,300	265,400	354,600	377,000	451,500
45	237,200	267,500	356,400	378,500	452,000
46	238,800	269,700	358,100	380,100	452,500
47	240,300	271,900	359,700	381,700	453,000
48	241,900	274,000	361,300	383,200	453,500
49	243,200	276,200	362,700	384,600	454,000
50	244,700	278,200	364,200	386,100	
51	246,200	280,200	365,800	387,600	
52	247,700	282,200	367,400	389,000	
53	248,700	284,000	368,900	390,200	
54	250,200	286,500	370,400	391,500	
55	251,700	288,800	371,900	392,600	
56	253,200	291,300	373,400	393,700	
57	254,300	293,400	374,900	395,100	
58	255,700	295,900	376,300	396,300	
59	257,000	298,300	377,700	397,500	
60	258,300	301,000	379,000	398,800	
61	259,600	303,400	379,900	400,000	
62	260,900	305,800	381,100	401,000	
63	262,200	308,300	382,300	402,400	
64	263,400	310,700	383,400	403,700	
65	264,500	313,100	384,300	404,900	
66	266,000	315,300	385,500	406,000	
67	267,500	317,400	386,500	407,200	
68	269,000	319,600	387,600	408,300	
69	270,700	321,900	388,800	409,300	
70	272,200	324,000	389,800	410,500	
71	273,700	326,200	390,900	411,700	
72	275,200	328,200	392,100	412,900	
73	276,400	330,400	393,100	413,500	
74	277,700	332,500	394,200	414,300	
75	279,000	334,700	395,300	415,000	
76	280,300	336,900	396,400	415,500	
77	281,700	338,700	397,300	415,800	
78	282,900	340,600	398,200	416,200	
79	284,100	342,500	399,200	416,600	
80	285,300	344,300	400,200	417,000	
81	286,600	346,100	401,000	417,300	
82	287,600	347,900	401,800	417,700	
83	288,800	349,600	402,500	418,100	
84	290,000	351,400	403,300	418,400	
85	291,000	352,800	404,000	418,700	
86	292,000	354,400	404,800	419,100	
87	293,000	355,900	405,500	419,500	
88	294,000	357,400	406,200	419,800	
89	295,100	358,800	406,800	420,100	
90	296,000	360,100	407,500	420,400	

91	296,900	361,500	408,000	420,700
92	297,800	362,900	408,700	420,900
93	298,300	364,400	409,100	421,100
94	299,100	365,700	409,500	421,400
95	299,800	367,000	409,800	421,700
96	300,600	368,200	410,100	421,900
97	301,400	369,200	410,400	422,100
98	302,200	370,200	410,700	422,400
99	303,000	371,200	411,000	422,700
100	303,800	372,200	411,200	422,900
101	304,700	373,100	411,400	423,100
102	305,200	374,100	411,700	
103	305,700	375,100	412,000	
104	306,200	376,100	412,200	
105	306,400	376,900	412,400	
106	306,800	377,800	412,700	
107	307,100	378,700	413,000	
108	307,400	379,700	413,200	
109	307,600	380,500	413,400	
110	307,800	381,500		
111	308,100	382,500		
112	308,400	383,500		
113	308,600	384,100		
114	308,800	385,000		
115	309,000	385,900		
116	309,300	386,800		
117	309,600	387,600		
118	309,900	388,300		
119	310,200	389,100		
120	310,500	389,900		
121	310,600	390,500		
122	310,800	391,300		
123	311,100	392,000		
124	311,400	392,700		
125	311,600	393,300		
126	311,800	394,000		
127	312,100	394,500		
128	312,400	395,100		
129	312,600	395,800		
130	312,800	396,400		
131	313,100	396,900		
132	313,400	397,400		
133	313,600	397,700		
134	313,800	398,000		
135	314,100	398,300		
136	314,400	398,600		
137	314,600	398,900		
138	314,800	399,200		

	139	315,100	399,500			
	140	315,400	399,800			
	141	315,600	400,100			
	142	315,800	400,400			
	143	316,100	400,700			
	144	316,400	401,000			
	145	316,600	401,200			
	146	316,800	401,500			
	147	317,100	401,800			
	148	317,400	402,000			
	149	317,600	402,200			
	150	317,800	402,500			
	151	318,100	402,800			
	152	318,400	403,000			
	153	318,600	403,200			
	154	318,800	403,500			
	155	319,100	403,800			
	156	319,400	404,000			
	157	319,600	404,200			
	158	319,800	404,500			
	159	320,100	404,800			
	160	320,400	405,000			
	161	320,600	405,200			
再任用職員		226,300	269,900	296,900	323,200	404,000
任期付職員		182,200	205,200	258,200	270,300	390,100

備考 1 この表は、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
再任 用職 員以 外の 職員	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800
	41	212,000	280,600	357,500	402,400	489,100
	42	213,900	281,700	358,600	403,700	491,300

43	215,800	282,700	359,800	405,200	493,500
44	217,700	283,700	360,900	406,800	495,700
45	219,400	284,500	362,100	408,200	497,400
46	221,300	285,700	363,300	409,400	498,900
47	223,100	287,000	364,600	411,000	500,500
48	224,900	288,200	365,700	412,600	502,000
49	226,600	289,600	366,800	413,900	503,700
50	228,400	290,900	368,100	415,300	505,100
51	230,100	292,000	369,400	416,800	506,500
52	231,800	293,200	370,700	418,200	508,000
53	233,300	294,400	371,400	419,600	509,100
54	235,100	295,600	372,400	421,000	510,300
55	236,800	296,900	373,300	422,400	511,500
56	238,400	298,100	374,300	423,800	512,700
57	239,900	299,200	375,100	424,900	513,600
58	241,100	300,400	375,900	426,200	514,600
59	242,200	301,600	376,600	427,600	515,600
60	243,300	302,800	377,300	428,900	516,600
61	244,500	303,800	377,900	429,700	517,700
62	245,600	304,900	378,600	430,600	518,600
63	246,600	306,000	379,500	431,600	519,300
64	247,700	307,100	380,400	432,500	520,000
65	248,900	308,100	381,000	433,400	520,800
66	250,000	309,200	381,800	434,200	521,600
67	251,100	310,300	382,600	434,800	522,400
68	252,100	311,300	383,400	435,600	523,200
69	253,100	312,400	384,000	436,000	523,900
70	254,500	313,400	384,700	436,600	524,700
71	256,000	314,500	385,400	437,100	525,500
72	257,400	315,600	386,100	437,600	526,300
73	258,800	316,400	386,800	438,100	527,000
74	260,200	317,400	387,400	438,700	
75	261,600	318,500	388,000	439,200	
76	262,900	319,600	388,700	439,700	
77	264,000	320,700	389,400	440,200	
78	265,200	321,700	390,000	440,800	
79	266,500	322,600	390,600	441,300	
80	267,700	323,500	391,200	441,800	
81	269,100	324,600	391,800	442,300	
82	270,400	325,400	392,400		
83	271,700	326,100	393,000		
84	272,900	326,900	393,600		
85	274,100	327,400	394,100		
86	275,200	327,900	394,600		
87	276,500	328,400	395,100		
88	277,700	328,900	395,800		
89	278,700	329,200	396,200		
90	279,900	329,700			

91	281,100	330,200			
92	282,300	330,700			
93	283,300	331,000			
94	284,300	331,400			
95	285,300	331,900			
96	286,300	332,400			
97	286,900	332,900			
98	287,800	333,400			
99	288,500	333,900			
100	289,400	334,400			
101	290,300	334,900			
102	291,000	335,400			
103	291,700	335,900			
104	292,400	336,400			
105	293,100	336,900			
106	293,600	337,300			
107	294,100	337,800			
108	294,600	338,200			
109	294,800	338,700			
110	295,200				
111	295,500				
112	295,800				
113	296,100				
114	296,400				
115	296,700				
116	297,000				
117	297,300				
118	297,700				
119	298,000				
120	298,400				
121	298,700				
再任用職員	216,300	257,500	282,300	324,700	383,200

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
再任用職員及び任期付職員以外の職員	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400

43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	
76		474,600	528,600	
77		475,000	529,400	
78		475,600	530,300	
79		476,200	531,200	
80		476,700	532,100	
81		477,300	532,900	
82		477,800	533,800	
83		478,300	534,700	
84		478,800	535,600	
85		479,200	536,400	
86		479,800	537,300	
87		480,200	538,200	
88		480,700	539,100	
89		481,200	539,900	
90		481,800		

	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800
任期付職員		268,100	300,800	349,200	427,100

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900	436,000
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600	438,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200	441,100
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900	443,700
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300	446,100
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000	448,600
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600	451,100
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300	453,600
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400	456,000
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700	458,400
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900	461,000
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100	463,400
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200	465,900
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200	467,400
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200	468,700
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300	470,000
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100	471,200
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100	472,500
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000	473,800
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100	475,100
再任 職員 及 び 任 期 付 職 員 以 外 の 職 員	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900	476,300
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500	477,700
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100	479,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600	480,300
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100	481,700
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400	483,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700	484,400
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000	485,800
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300	487,200
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500	488,300
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700	489,400
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800	490,500
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000	491,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200	492,500
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400	493,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600	494,300
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900	495,300
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700	
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100	
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800	
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300	
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700	

43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700	405,100	
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400	405,400	
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000	405,700	
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400	405,900	
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900	406,200	
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400	406,500	
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900	406,800	
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500	407,000	
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400		
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800		
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200		
86		288,300	324,200	345,100			
87		288,500	324,400	345,400			
88		288,700	324,800	345,700			
89		289,100	325,200	346,100			
90		289,300	325,600	346,400			

	91		289,500	326,000	346,800				
	92		289,700	326,400	347,100				
	93		290,100	326,700	347,500				
	94		290,300	326,900	347,800				
	95		290,500	327,300	348,100				
	96		290,800	327,600	348,400				
	97		291,200	327,800	348,700				
	98		291,500	328,100					
	99		291,700	328,400					
	100		292,000	328,700					
	101		292,300	328,900					
	102		292,500	329,200					
	103		292,700	329,600					
	104		293,000	329,800					
	105		293,300	329,900					
	106			330,200					
	107			330,600					
	108			330,800					
	109			331,000					
	110			331,400					
	111			331,800					
	112			332,200					
	113			332,400					
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800	425,300
任期付職員		167,900	189,200	210,700	231,600	261,300	301,800	334,700	394,400

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100

43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	457,200
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	457,900
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	458,600
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	459,400
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500	
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100	
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500	
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100	
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600	
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000	
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500	
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100	
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500	
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800	
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100	
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500	
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800	429,900	
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500	430,200	
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100	430,500	
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800	430,900	
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300	431,300	
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900	431,600	
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400	431,900	
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800	432,300	
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400	432,700	
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900	433,000	
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200	433,300	
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500	433,700	
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000		
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400		
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700		
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000		
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500		
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000		
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400		
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700		
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100		

91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	
95	281,300	314,500	347,900	365,600	
96	282,300	315,100	348,500	365,900	
97	283,200	315,800	348,900	366,500	
98	284,000	316,100	349,300	367,000	
99	284,600	316,700	349,800	367,500	
100	285,500	317,400	350,200	368,000	
101	286,300	317,800	350,700	368,600	
102	287,100	318,400	351,100	369,100	
103	287,900	319,000	351,600	369,600	
104	288,700	319,600	352,000	370,000	
105	289,400	320,000	352,300	370,600	
106	289,900	320,500	352,800	371,100	
107	290,400	321,000	353,200	371,600	
108	290,900	321,500	353,500	372,100	
109	291,100	321,900	354,000	372,700	
110	291,400	322,300	354,500	373,100	
111	291,600	322,600	355,000	373,600	
112	292,000	322,900	355,500	374,100	
113	292,300	323,300	356,000	374,700	
114	292,500	323,700	356,500		
115	292,900	324,100	357,000		
116	293,200	324,400	357,400		
117	293,500	324,600	357,800		
118	293,800	324,900			
119	294,100	325,300			
120	294,500	325,500			
121	294,800	325,700			
122	295,200	326,000			
123	295,500	326,300			
124	295,900	326,600			
125	296,100	326,800			
126	296,300	327,100			
127	296,600	327,500			
128	297,000	327,700			
129	297,200	327,800			
130	297,500	328,100			
131	297,900	328,500			
132	298,300	328,700			
133	298,500	329,000			
134	298,800	329,400			
135	299,200	329,800			
136	299,500	330,200			
137	299,700	330,500			
138	300,000	330,900			

	139	300,400	331,300					
	140	300,700	331,700					
	141	300,900	332,000					
	142	301,300	332,400					
	143	301,700	332,700					
	144	302,000	333,100					
	145	302,100	333,400					
	146	302,400						
	147	302,700						
	148	303,100						
	149	303,300						
	150	303,500						
	151	303,800						
	152	304,100						
	153	304,500						
	154	304,700						
	155	304,900						
	156	305,200						
	157	305,500						
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400
任期付職員		170,000	203,500	227,200	246,900	270,600	305,600	335,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	168,200	221,800	265,800	314,900	352,400
	2	170,500	223,900	267,600	316,900	354,700
	3	172,900	225,900	269,400	319,000	357,000
	4	175,200	228,000	271,200	321,200	359,500
	5	177,600	230,000	272,500	323,400	361,800
	6	180,100	232,100	274,400	325,300	364,900
	7	182,500	234,200	276,200	327,000	368,100
	8	185,100	236,300	278,000	328,700	371,100
	9	187,300	238,500	279,500	330,400	374,000
	10	189,700	240,400	282,000	332,800	377,100
	11	192,100	242,300	284,200	335,100	380,200
	12	194,600	244,200	286,400	337,600	383,300
	13	197,100	246,100	289,000	339,800	386,200
	14	199,700	248,000	291,600	342,100	388,900
	15	202,400	249,900	293,800	344,600	391,700
	16	205,000	251,800	296,200	347,000	394,400
	17	207,400	253,500	298,600	349,400	397,300
	18	210,100	255,400	300,800	351,900	399,300
	19	212,800	257,300	303,000	354,300	401,300
	20	215,500	259,200	305,300	356,800	403,400
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	218,100	260,700	307,300	359,200	405,100
	22	219,700	262,300	308,500	361,600	407,100
	23	221,300	263,800	309,700	363,800	409,000
	24	222,900	265,300	310,900	366,200	411,000
	25	224,400	266,800	312,200	368,500	412,700
	26	225,900	268,400	313,900	370,900	414,300
	27	227,400	269,800	315,400	373,300	416,100
	28	228,700	271,300	317,000	375,600	417,800
	29	230,300	272,700	318,500	377,800	419,000
	30	231,400	274,100	320,100	379,900	420,600
	31	232,500	275,500	321,800	382,100	422,100
	32	233,600	276,700	323,500	384,200	423,700
	33	234,800	277,800	325,100	386,100	425,300
	34	235,700	279,200	326,700	387,900	426,600
	35	236,600	280,400	328,000	389,600	427,900
	36	237,500	281,700	329,600	391,400	429,100
	37	238,300	282,800	331,100	393,200	430,300
	38	239,100	284,000	332,700	394,600	431,300
	39	239,900	284,900	334,300	396,100	432,300
	40	240,800	285,900	335,800	397,600	433,300
	41	241,800	287,000	337,300	398,400	433,700
	42	242,700	288,000	338,800	399,700	434,300

43	243,600	288,900	340,300	400,900	435,000
44	244,500	289,700	341,800	402,300	435,700
45	245,300	290,700	343,300	403,700	436,300
46	246,200	291,900	344,700	405,100	436,600
47	247,000	293,100	346,100	406,500	437,200
48	247,900	294,500	347,500	407,800	437,800
49	248,300	295,900	348,600	409,100	438,300
50	249,000	297,000	350,000	410,000	439,000
51	249,600	298,100	351,500	410,900	439,700
52	250,200	299,200	352,900	411,800	440,400
53	250,500	300,300	354,300	412,000	441,000
54	251,100	301,300	355,700	412,400	441,700
55	251,600	302,400	357,000	412,900	442,400
56	252,300	303,400	358,400	413,400	443,000
57	252,600	304,600	359,300	413,800	443,400
58	253,300	305,700	360,500	414,000	444,100
59	253,900	306,800	361,600	414,600	444,800
60	254,500	307,900	362,900	415,100	445,500
61	255,100	308,700	364,000	415,600	445,900
62	255,700	309,400	364,600	416,200	446,200
63	256,200	310,200	365,100	416,800	446,500
64	256,800	311,000	365,700	417,400	446,800
65	257,300	311,500	366,100	418,000	447,000
66	257,700	312,200	366,600	418,600	447,300
67	258,000	312,900	367,100	419,100	447,600
68	258,500	313,500	367,600	419,700	447,900
69	258,800	314,300	367,800	420,300	448,100
70			368,100	420,800	448,400
71			368,500	421,400	448,700
72			368,800	422,000	448,900
73			369,300	422,500	449,100
74			369,500	423,100	
75			370,000	423,600	
76			370,500	424,200	
77			371,000	424,700	
78			371,500	425,300	
79			372,000	426,000	
80			372,500	426,600	
81			373,000	426,900	
82			373,400	427,500	
83			373,900	428,200	
84			374,400	428,800	
85			374,800	429,200	
86			375,300	429,700	
87			375,700	430,400	
88			376,200	431,100	
89			376,700	431,300	
90			377,200		

	91			377,700		
	92			378,200		
	93			378,500		
	94			378,900		
	95			379,400		
	96			379,800		
	97			380,300		
	98			380,600		
	99			381,100		
	100			381,500		
	101			382,100		
再任用職員		219,100	249,100	278,500	319,200	348,000
任期付職員		177,600	230,000	256,900	301,000	323,700

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 社 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,400	203,600	249,600	271,000	317,000	361,300
	2	154,600	205,400	251,200	272,800	319,200	363,900
	3	155,800	207,200	252,600	274,500	321,500	366,400
	4	157,000	208,900	254,200	276,000	323,700	369,000
	5	158,000	210,600	255,500	277,800	326,000	371,100
	6	159,500	212,400	256,800	279,900	328,000	373,600
	7	160,900	214,200	258,200	282,100	330,200	375,900
	8	162,300	215,900	259,700	284,400	332,400	378,400
	9	163,600	217,800	260,900	286,500	334,500	380,900
	10	165,000	219,300	262,400	288,600	336,700	383,600
	11	166,400	220,800	263,800	290,800	338,800	386,200
	12	167,900	222,200	264,900	293,000	341,000	388,900
	13	169,400	223,700	266,200	295,000	343,000	391,300
	14	170,900	225,300	268,000	297,300	345,000	393,600
	15	172,400	226,900	269,700	299,500	347,100	395,800
	16	173,800	228,500	271,500	301,800	349,100	398,200
	17	175,400	229,900	273,200	303,900	351,000	400,000
	18	177,200	231,500	275,100	306,200	353,000	402,000
	19	178,900	233,000	276,900	308,400	354,800	403,900
	20	180,600	234,500	278,700	310,700	356,700	405,700
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	21	182,200	235,700	280,300	312,900	358,700	407,600
	22	183,900	237,200	282,100	315,000	360,600	409,400
	23	185,600	238,500	283,700	317,200	362,600	411,200
	24	187,300	240,000	285,500	319,300	364,500	413,100
	25	188,900	241,500	287,400	321,400	366,500	414,900
	26	190,700	243,200	289,100	323,400	368,400	416,400
	27	192,500	244,700	290,900	325,500	370,400	417,900
	28	194,200	246,400	292,700	327,500	372,400	419,500
	29	196,000	247,800	294,300	329,500	373,900	421,100
	30	197,500	249,100	296,000	331,600	375,700	422,400
	31	199,000	250,500	297,700	333,600	377,500	423,700
	32	200,400	252,000	299,300	335,700	379,100	424,900
	33	201,900	253,300	300,900	337,500	380,900	426,100
	34	203,200	254,600	302,500	339,400	382,300	427,400
	35	204,500	256,000	304,000	341,300	383,800	428,700
	36	205,700	257,200	305,600	343,200	385,400	429,900
	37	207,000	258,600	307,300	344,700	386,800	431,100
	38	208,400	260,300	308,800	346,600	388,000	431,900
	39	209,800	261,900	310,400	348,500	389,200	432,700
	40	211,200	263,500	312,000	350,300	390,300	433,500
	41	212,200	265,000	313,400	352,200	391,400	434,100
	42	213,400	266,600	315,000	354,000	392,600	434,800

43	214,500	268,200	316,500	355,800	393,800	435,500
44	215,700	269,800	318,000	357,500	394,900	436,200
45	216,600	271,500	319,300	359,300	395,600	437,000
46	217,700	273,100	320,500	360,700	396,300	437,800
47	218,700	274,700	321,700	362,200	397,000	438,200
48	219,700	276,400	322,900	363,600	397,700	438,900
49	220,600	277,900	323,900	364,600	398,300	439,400
50	221,700	279,500	324,900	365,700	398,900	439,800
51	222,800	281,100	325,800	366,800	399,400	440,200
52	223,600	282,600	326,800	367,900	399,800	440,600
53	224,300	284,300	327,700	368,800	400,200	441,000
54	225,400	285,800	328,400	369,400	400,500	
55	226,100	287,200	329,200	370,200	400,800	
56	227,100	288,700	330,000	371,000	401,100	
57	228,000	290,200	330,600	371,800	401,400	
58	228,900	291,600	331,100	372,600	401,700	
59	229,700	293,100	331,700	373,400	402,000	
60	230,600	294,600	332,200	374,200	402,300	
61	231,600	295,900	332,700	375,100	402,600	
62	232,600	297,400	332,900	375,800	402,900	
63	233,500	298,800	333,500	376,500	403,200	
64	234,400	300,300	334,100	377,200	403,500	
65	235,300	301,500	334,400	377,500	403,800	
66	236,300	302,800	334,900	378,100	404,100	
67	237,500	303,900	335,400	378,700	404,400	
68	238,700	305,200	335,900	379,400	404,700	
69	239,700	306,200	336,400	379,800	404,900	
70	240,800	307,300	336,900	380,500	405,200	
71	241,900	308,500	337,300	381,100	405,500	
72	242,900	309,700	337,800	381,700	405,800	
73	243,700	311,000	338,000	382,100	406,000	
74	244,800	311,700	338,500	382,700	406,300	
75	245,900	312,400	339,000	383,300	406,600	
76	247,000	313,000	339,500	383,900	406,800	
77	247,900	313,800	339,800	384,300	407,000	
78	248,900	314,500	340,200	384,800		
79	249,900	315,200	340,700	385,300		
80	250,900	315,900	341,100	385,900		
81	251,900	316,200	341,300	386,400		
82	252,600	316,500	341,600	386,800		
83	253,600	317,100	342,100	387,200		
84	254,600	317,400	342,500	387,600		
85	255,400	317,800	342,800	387,800		
86	256,200	318,100	343,100	388,000		
87	257,100	318,500	343,600	388,300		
88	258,000	318,800	344,000	388,600		
89	258,700	319,300	344,300	388,800		
90	259,500	319,700	344,700	389,100		

91	260,300	320,000	345,100	389,400
92	261,100	320,300	345,300	389,600
93	261,800	320,800	345,600	389,800
94	262,500	321,200		390,100
95	263,000	321,400		390,400
96	263,700	321,800		390,600
97	264,400	322,200		390,800
98	265,100	322,600		
99	265,800	323,000		
100	266,500	323,400		
101	267,000	323,600		
102	267,500	323,900		
103	267,900	324,200		
104	268,400	324,500		
105	268,500	324,900		
106	268,800	325,100		
107	269,100	325,400		
108	269,400	325,800		
109	269,800	326,200		
110	270,100	326,500		
111	270,500	326,900		
112	270,800	327,200		
113	271,100	327,500		
114	271,400	327,900		
115	271,700	328,200		
116	272,100	328,400		
117	272,400	328,500		
118	272,700	328,900		
119	273,100	329,300		
120	273,500	329,700		
121	273,700	329,900		
122	273,900			
123	274,300			
124	274,600			
125	274,800			
126	275,100			
127	275,500			
128	275,900			
129	276,100			
130	276,500			
131	276,900			
132	277,200			
133	277,400			
134	277,700			
135	278,100			
136	278,400			
137	278,600			
138	278,900			

	139	279,200					
	140	279,500					
	141	279,700					
	142	279,900					
	143	280,100					
	144	280,400					
	145	280,800					
	146	281,000					
	147	281,300					
	148	281,600					
	149	281,900					
	150	282,100					
	151	282,400					
	152	282,600					
	153	282,900					
再任用職員		200,300	239,800	254,100	287,200	313,900	355,600
任期付職員		172,400	196,200	240,000	256,000	292,000	324,000

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第一号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第二号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

公務運営に関する報告

1 雇用と年金の接続

公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられていることに伴い、雇用と年金の接続を図るとともに、高齢者の雇用を推進しその能力等を十分活用していくことが社会全体の課題となっている。

国においては、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」を踏まえ、当面、現行の再任用制度により年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用することで国家公務員の雇用と年金の接続を図っている。

本県においても、職種や業務内容を問わずフルタイム勤務を希望可能とするなど、任命権者が再任用制度の見直しを行い、雇用と年金の接続を図っているところである。

知事部局及び行政委員会（教育・公安を除く）においては、平成26年度定年退職者のうち再任用された職員の割合は約56%（昨年度より6ポイント増加）となっている。また、フルタイム勤務職員の割合は、現在在職している再任用職員全体では約17%（昨年度より9ポイント増加）であり、特に今年度新たに再任用職員となった者のうちでは約45%（昨年度より13ポイント増加）となっている。

年金支給開始年齢の引き上げに伴い、今後もこのような傾向が見込まれることから、引き続き、再任用希望者の意欲や能力、適性等を十分に把握し、再任用職員をその能力と経験をいかせる職務へ配置することなどにより、更に再任用制度が円滑に実施できるよう努めていく必要がある。

また、国においては、国家公務員の雇用と年金の接続の在り方について、平成28年度から年金支給開始年齢が62歳に引き上がることに伴い、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）附則第42条等を踏まえて検討を行い、政府方針を取りまとめるとされていることから、本県としても、引き続き、その動向等を注視していくこととする。

2 能力・実績に基づく人事管理

社会経済情勢が大きく変化している中、複雑化・困難化する行政課題に適切に対応していくためには、職員一人ひとりの公務に対する意欲と能力を高め、組織をより活性化し、公務の質を高く保つことが求められている。そのためには、各職員の能力と勤務実績を的確に評価し、その結果を反映した人事管理を推進していくことが重要である。

知事部局等においては、人事評価制度の仕組みとして、「目標チャレンジプログラム」が実施されており、本庁課長級以上の職員を対象として評価結果を勤勉手当に反映させるなどの取組が実施されているところである。

来年4月1日には地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号。以下「改正法」という。）が施行される。これにより、全ての地方公共団体は、能力・実績に基づく人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされ、特に、職員の任用は、人事評価その他の能力の実証に基づき、任命権者が定める標準職務遂行能力及び職についての適性を有するかどうかを適切に判断した上で行うこととなる。

この改正法の趣旨を踏まえ、任命権者においては、標準職務遂行能力を適切に定めるなどの対応を図り、人事評価制度の改善や充実を期することが必要である。

また、人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、評価者の評価能力向上に資する研修や目標設定・評価に当たっての職員と評価者との対話の充実、運用実態の検証などにより、評価制度自体の公正性、納得性を一層高めるとともに、評価結果について、任用、給与、分限、人材開発等への活用の拡大に向け、更なる取組を進めていくことが必要である。

3 多様で有為な人材の確保

社会経済情勢が大きく変動する中、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、県民の視点に立った、創造性・チャレンジ精神あふれる多様で有為な人材を確保する必要がある。一方、若年人口の減少に加え、民間企業等の採用意欲の高まりにより、人材確保が困難な状況となっている。

このため、本県においては、広報・啓発活動として、職員採用セミナーや大学での採用説明会等を通じて県の魅力や採用試験情報などを積極的に発信し、受験者の確保に努めている。

また、試験制度については、新たな受験者層を開拓するとともに、多様な能力・経験を有する人材を確保することを目的として、専門試験を課さない、より人物を重視した試験職種を平成28年度に新設する予定である。

今後とも、多様で有為な人材の確保に向け、広報・啓発活動を一層強化するとともに、より良い試験制度となるよう努めていくこととする。

なお、任命権者においては、女性の登用及び仕事と家庭の両立支援の推進に取り組んでおり、本委員会においても、より多くの優秀な女性に受験してもらえるよう広報・啓発活動を強化しているところであるが、本年8月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）が成立したこともあり、その趣旨を踏まえ、引き続き適切に対応していく必要がある。

4 勤務環境の整備

職員が、心身ともに健康で、仕事と生活の調和が図られ、生き生きと意欲的に職務に取り組むことのできる勤務環境は、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、公務能率や県民サービスの向上の観点からも重要である。

このため、任命権者においては、働きやすい勤務環境の整備に向け、総実勤務時間の短縮や職員の健康管理に努めるとともに、子育てや介護との両立支援に引き続き取り組んでいく必要がある。

(1) 総実勤務時間の短縮

任命権者においては、「総労働時間の短縮に関する指針」や「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」などにより、これまで時間外勤務の縮減をはじめとした総実勤務時間を短縮するための取組を推進してきたところであり、現在も、「ノー残業デー」の実施による定時退庁の徹底や年次休暇等の取得促進など様々な取組が行われている。また、教育委員会においては、「多忙化対策検討会議」の設置など、教員の負担軽減を目的とした取組も行われているところ

である。

しかしながら、一部の職員は依然として、上記指針に定める年間上限目安時間を超えて時間外勤務を行うなど、長時間の時間外勤務を行っている状況が見受けられる。

このような状況を改善するため、任命権者においては、所属長等の管理職員に対して、時間外勤務縮減の意義を十分周知する必要がある。また、所属長等の管理職員が、時間外勤務の適正管理に努めるとともに、特定の職員や特定の班等に業務が集中しないよう適正な業務配分に配慮すること、必要に応じて所属内の応援体制を組むなどの弾力的な業務運営により業務の平準化に努めること、所属の職員自らも効率的な事務処理に取り組むよう指導・啓発すること等、上記指針に掲げる取組を徹底する必要がある。

あわせて、年次休暇の取得促進に向けて、引き続き年次休暇を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

さらに、業務全体の見直し・効率化を行った上で、総実勤務時間の短縮に向け、人員の配置も含めた措置を講ずる必要がある。

(2) 職員の健康管理

任命権者においては、相談窓口の設置や研修の実施等職員の健康づくりに取り組むとともに、精神性疾患による休職者等については、職場復帰支援プログラム等によるリハビリ出勤を実施するなど、円滑な職場復帰及び再発防止に取り組んでいるところである。

しかしながら、本県における、精神性疾患を理由とする療養休暇取得者や休職者の人数は、近年横ばい状態であり、また、心身の故障による休職者のうち、精神性疾患による休職者数の割合は、依然として高くなっている。

こうした中、知事部局においては、平成26年3月に「第二次千葉県職員のメンタルヘルスプラン」が策定され、セルフケアを推進するための研修の拡充や、精神科産業医による休職者の復職支援等の取組が始められたところである。

任命権者は、引き続きメンタルヘルスプランに基づいた予防と早期発見、早期対応などの取組の充実に努めることが必要である。

さらに、労働安全衛生法等の改正により、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を目的とするストレスチェック制度が創設され、地方公共団体にも適用されることから、任命権者においては、同制度が着実に実施に移されるよう、準備を進めていく必要がある。

(3) ハラスメント防止対策

セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント防止対策については、各任命権者において要綱を定め、相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んでいるところであるが、任命権者においては、引き続きセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどのない働きやすい職場づくりを推進するため、研修等による職員の意識啓発を継続的に実施していくことが必要である。

(4) 両立支援の推進

任命権者においては、「千葉県職員仕事・子育て両立支援プラン」など子育て支援に関する各種の取組を行い、制度の充実に努めてきたところである。

しかし、男性職員の育児休業の取得率については、依然として低い状況であり、男性職員の出生時における連続休暇取得率についても、数値目標に達していない状況である。

任命権者においては、職員間での業務に関する情報の共有化や、管理職員に対する意識啓発などの取組を推進し、引き続き育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに取り組むことが必要である。

さらに、仕事と介護との両立支援については、任命権者はこれまで、看護休暇の改正など制度を充実してきたところであるが、今後も制度の周知や情報提供、職員のニーズの把握などに取り組んでいく必要がある。

(5) 勤務形態の多様化

人事院は本年、フレックスタイム制を拡充することが適当である旨報告し、そのための法改正を勧告したところである。

勤務形態の多様化は、職員の仕事と家庭の両立の推進に資するとともに、公務能率の一層の向上も期待されるところであるが、一方で、適切な公務運営の確保等の課題もある。始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して勤務

時間を割り振るフレックスタイム制やICTを活用した場所や時間にとらわれない就業を可能とするテレワーク等の柔軟で多様な働き方について、今後、国や他の団体の動向を注視しながら、研究していくことが必要である。

給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

職 員 給 与 関 係

民 間 給 与 関 係

職員給与と民間給与との比較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 勧 告

給与等に関する報告資料の説明	5
1 職員給与関係	
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	14
第7表 職員の住居手当の支給状況	15
第8表 職員の通勤手当の支給状況	15
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	16
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	37
2 民間給与関係	
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第12表 民間における初任給の改定状況	40
第13表 職種別、学歴別初任給	41
第14表 民間における家族手当の支給状況	42
その1 家族手当の支給状況	42
その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	42
その3 扶養家族の構成別支給月額	42
第15表 民間における住宅手当の支給状況	42
第16表 民間における特別給の支給状況	43
第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第18表 民間における給与改定の状況	44
第19表 民間における定期昇給制度の状況	44
第20表 民間における定期昇給の実施状況	44
第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない	

時間外労働の割増賃金率の状況	45
第22表 民間における公的年金が支給されない再雇用者（フルタイム勤務） の給与水準の状況	45
第23表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	46
その1 給与比較の対象職種	46
その2 給与比較の対象外職種	61
その3 再雇用者	62
〈参考〉 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	63
3 職員給与と民間給与との比較	
第24表 職員給与と民間給与との比較	66
4 生計費関係	
平成27年4月の標準生計費算定方法	68
第25表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成27年4月）	68
5 労働経済指標	
第26表 労働経済指標	70
6 人事院勧告	
〈参考〉 人事院勧告の骨子	74

給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第1 平成27年人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成27年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集計

集計作業は、総務部情報システム課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

第2 平成27年職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成27年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所
1,697事業所

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係18職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、そ

の他県内地域16層)に層化し、これらの層から373事業所(うち千葉市105事業所、その他県内地域268事業所)を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は312事業所で、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別、年齢別、性別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集 計

(1) 調査実人員

13,247人(初任給関係568人、初任給関係以外の調査職種12,679人)。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は102,302人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1, 6 9 7 事業所
抽出事業所	3 7 3 事業所
調査の完結した事業所	3 1 2 事業所 (調査完了率86.0%)
調査実人員	1 3, 2 4 7 人 (初任給関係 5 6 8 人) (初任給関係以外の調査職種 1 2, 6 7 9 人)

第3 職員給与と民間給与との比較

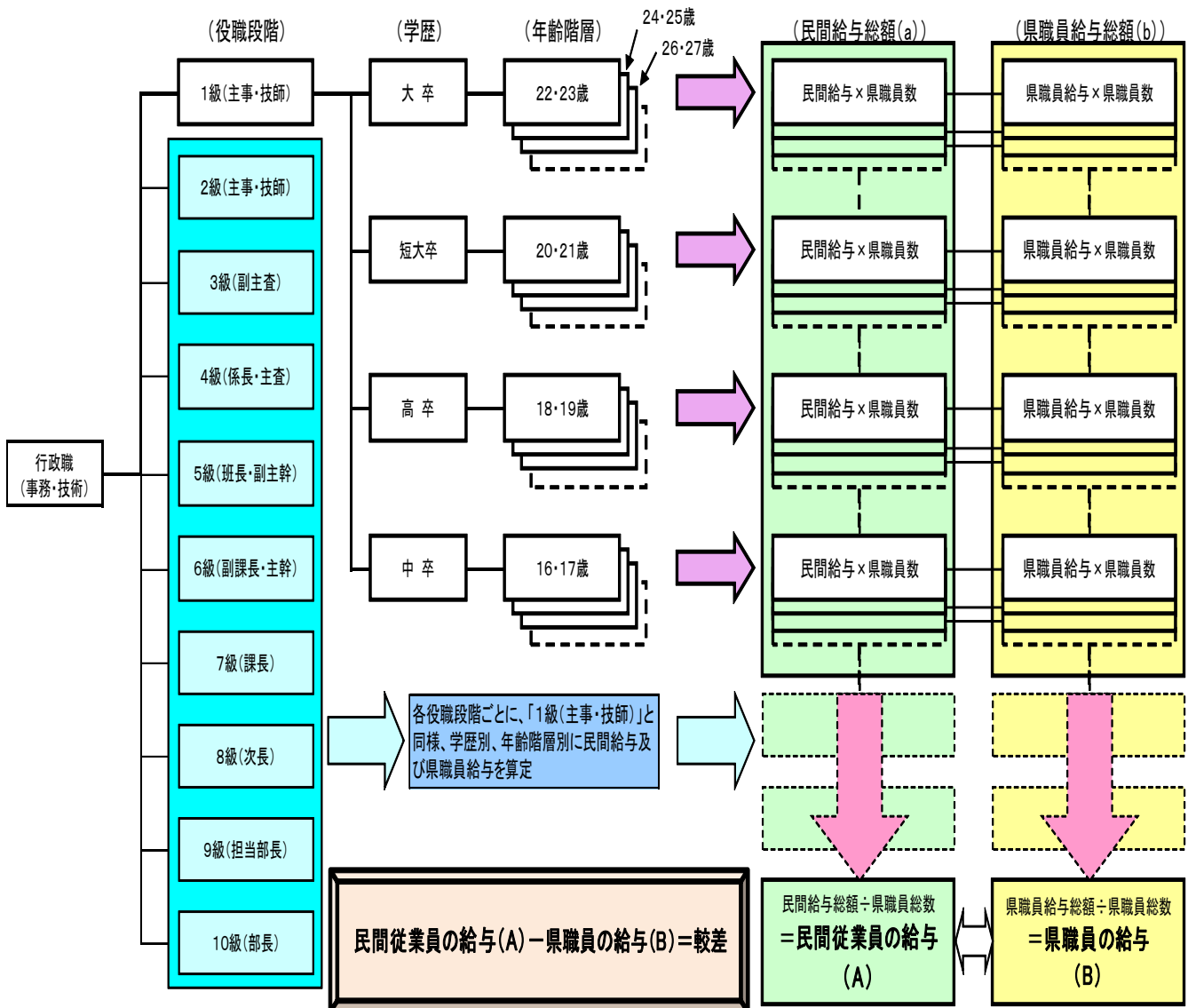
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

<参考>

職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



職 員 給 与 関 係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成27年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			57,419	41.1	19.0
一般職員	行政職給料表		9,200	41.6	20.1
	研究職給料表		405	44.6	20.4
	医療職給料表(一)		20	54.0	27.4
	医療職給料表(二)		622	38.8	15.6
	医療職給料表(三)		196	41.4	18.0
	海事職給料表		43	42.9	22.7
	福祉職給料表		148	36.3	13.8
	特定任期付職員給料表		3	53.3	—
	第1号任期付研究員給料表		0	—	—
	第2号任期付研究員給料表		1	X	—
計			10,638	41.5	19.7
教育職員	教育職給料表(一)		85	48.0	23.9
	教育職給料表(二)		35,018	42.0	19.3
	計		35,103	42.1	19.4
警察官	公安職給料表		11,678	37.9	17.4

(注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない(第2表及び第9表について同じ。)

4 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、中学校、小学校等に勤務する職員である(第2表、第9表及び第10表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(平成27年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	72.7	10.6	16.7	0.0	58.9	41.1
行政職給料表	100.0	54.8	13.2	32.0	0.0	61.6	38.4
研究職給料表	100.0	99.3	0.5	0.2	-	75.8	24.2
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	70.0	30.0
医療職給料表(二)	100.0	59.8	40.0	0.2	-	31.2	68.8
医療職給料表(三)	100.0	68.9	30.6	0.5	-	5.1	94.9
海事職給料表	100.0	7.0	62.8	30.2	-	97.7	2.3
福祉職給料表	100.0	63.5	33.1	3.4	-	30.4	69.6
特定任期付職員給料表	100.0	66.7	-	33.3	-	66.7	33.3
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	100.0	X	X	X	X	X	X
教育職給料表(一)	100.0	68.2	30.6	1.2	-	29.4	70.6
教育職給料表(二)	100.0	88.3	11.4	0.3	-	48.0	52.0
公安職給料表	100.0	40.0	4.4	55.5	0.1	91.4	8.6

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

職員の 区分	年 月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
					給料の月額	扶養手当
	年 月	人	歳	年	円	円
一般職員	26. 4	10,604	42.0	20.4	334,862	6,979
	27. 4	10,638	41.5	19.7	327,861	6,694
うち 行政職員	26. 4	9,141	42.1	20.8	333,350	7,152
	27. 4	9,200	41.6	20.1	326,058	6,828
教育職員	26. 4	35,233	42.5	19.8	367,860	6,196
	27. 4	35,103	42.1	19.4	363,125	5,934
警察官	26. 4	11,677	38.0	17.5	324,802	10,839
	27. 4	11,678	37.9	17.4	322,392	10,771
計	26. 4	57,514	41.5	19.5	353,034	7,283
	27. 4	57,419	41.1	19.0	348,307	7,059

- (注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む)。
 2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等
 3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、その

(平成27年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,964	24,801	4,967	1,885	383,458	
9,809	26,004	5,238	1,797	377,403	98.4
10,225	24,643	4,797	1,722	381,889	
10,079	25,818	5,116	1,602	375,501	98.3
5,114	26,557	5,429	6,226	417,382	
5,096	28,075	5,632	6,145	414,007	99.2
1,951	23,630	3,517	348	365,087	
1,999	25,135	3,750	420	364,467	99.8
5,366	25,639	4,956	4,232	400,510	
5,339	27,093	5,176	4,176	397,150	99.2

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

他は、初任給調整手当、単身赴任手当等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成27年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	8,693 人	3,632 人	4,357 人	704 人
2人	7,323	3,373	3,660	290
3人	4,560	3,546	973	41
4人	1,112	996	111	5
5人	133	115	18	0
6人以上	12	12	0	0
計	21,833	11,674	9,119	1,040

手当受給者1人当たり 平均手当月額	18,560円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成27年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月 額
	知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の事 務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	25	148	356	2,325	38	1,476	102	141	4,611	66,485

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成27年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1人 当たり平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1100km 未満	1100km 以上 1300km 未満	1300km 以上 1500km 未満	1500km 以上 2000km 未満	2000km 以上 2500km 未満	2500km 以上		
受給者	171	20	2	2	0	1	0	0	0	0	0	196	27,117

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成27年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		11,458 人
手当月額		
11,000円未満の受給者		7
11,000円以上27,000円未満の受給者		3,215
27,000円の受給者		8,236
手当受給者1人当たり平均手当月額		25,928 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
	0 人	- 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(平成27年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	12,813 人
	交通用具のみ使用者	37,903
	交通機関等・交通用具併用者	1,431
	小 計	52,147
非 受 給 者		5,272
計		57,419
手当受給者1人当たり平均手当月額		10,531 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		9,145

第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(平成27年人事統計に関する報告)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級 主事・技師	2級 主事・技師	3級 副主査	4級 係長・主査	5級 班長・ 副主幹	6級 副課長・ 主幹	7級 課長	8級 次長	9級 担当部長	10級 部長
1										
2										3
3										
4										
5										3
6										
7										
8										
9	46	2								
10		1								
11	5	50	2							
12	3	5								
13	33	10	1				1			1
14	2	4							1	
15	34	70					1			
16	7	8	5						1	
17	39	22							3	
18	4	7	49						2	
19	56	91	11						2	
20	8	22	10						1	
21	10	46	11						2	1
22		16	38						1	
23	73	90	16				1		1	
24	16	12	29							
25	5	38	20							
26	6	16	47							
27	109	76	15				2		1	
28	15	13	30	1					4	
29	130	57	18						2	
30	19	19	18	8					5	
31	68	30	23	4			1		8	
32	19	18	53	4					15	
33	43	44	18	3	1				6	
34	22	21	24	14		1			3	
35	95	15	19	18			36		7	
36	19	14	46	13					1	
37	100	33	23	11			7		4	
38	21	22	35	19			22		1	
39	84	6	22	23			4			
40	18	15	74	19			14		3	
41	55	9	29	5	6		22		2	
42	24	9	41	16	1	1	8		2	
43	46	8	17	43			10		2	
44	26	3	49	23	1		4		1	
45	68	5	27	34	16		9		2	
46	15	3	28	27	5		2			
47	31	4	19	60	2		2			
48	20		31	32	4	9	10			
49	32	4	11	84	6	3	8			
50	13	1	10	47	7	9	1			
51	16		33	75	30	2				
52	15	1	16	36	8	25	2			
53	18		12	93	7	10	2			
54	8		14	33	17	21	6			
55	17		34	52	87	32	1			
56	15		9	39	18	3	2			
57	9		13	70	15	7	4			
58	7		14	53	18	11	12			
59	7		39	17	76	32	6			
60	8		10	32	15	5	5			
61	7		7	74	14	10	46			
62	6		4	25	15	7				
63	10		7	34	87	25				
64	7		3	28	12	22				
65	8		10	31	32	9				
66	4		2	19	17	24				
67	4		3	44	85	22				
68	3		3	22	13	20				
69	5		1	25	30	18				
70	5		1	25	30	24				
71	3		1	38	38	19				
72	2			13	51	18				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73	2			23	55	36					
74	1			13	44	42					
75	4		1	31	54	56					
76				12	46	78					
77	3			18	48	65					
78	1			9	53	310					
79				35	38	25					
80	2		1	16	52	18					
81	3			15	63	42					
82				18	45	1					
83	1			29	69						
84	1			18	58						
85			1	19	49	1					
86				33	65						
87	1		1	24	27						
88	1			9	75						
89				20	54						
90				9	378						
91				6	20						
92				23	112						
93	5			5	62						
94				1							
95				1							
96				10							
97				34							
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
											全 級
人員計	人 1,648	人 940	人 1,159	人 1,817	人 2,231	人 1,063	人 251	人 69	人 14	人 8	人 9,200
級別構成比	% 17.9	% 10.2	% 12.6	% 19.7	% 24.2	% 11.6	% 2.7	% 0.8	% 0.2	% 0.1	% 100.0
平均給料月額	円 190,665	円 229,831	円 288,545	円 362,523	円 393,526	円 417,334	円 437,585	円 458,825	円 500,550	円 533,886	円 325,841
平均年齢	歳 25.0	歳 30.1	歳 36.2	歳 44.6	歳 50.8	歳 54.1	歳 55.2	歳 57.0	歳 56.7	歳 56.3	歳 41.6

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。
2 人員計1の号給は空欄とした。
3 平均給料月額には給料表の切替えに伴う経過措置額を含み、50歳台後半層の給与抑制措置適用後の額である。
4 上記1～3の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				1					
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13	80								
14	24								
15	31								
16	94		1						
17	19			1				1	
18	22								
19	15		2						
20	87		2						
21	30								
22	24		2						
23	13		2	1					
24	106	1	5						
25	34	5	2						
26	32	29	7						
27	21	33	3						
28	86	181	13						
29	178	51	4						
30	58	61	16	1	1				
31	43	36	9	1					
32	266	201	26	2					
33	45	71	13	2	1				
34	32	76	43	4	1				
35	21	64	21	1	1				
36	24	171	76	7	1				
37	8	73	33	6					
38	15	86	60	7	3				14
39	5	56	24	2					
40	10	126	86	13	1				1
41	10	50	41	10	1				12
42	4	55	71	18	2				
43	3	47	37	9	4				6
44	6	84	89	20	4				1
45	4	28	46	11	8				30
46		49	92	27	6				
47	4	24	52	18	6				
48	6	28	124	41	7				
49	7	13	53	18	6				
50	2	15	126	41	4				
51	5	8	49	25	1				
52	2	15	92	39	3	2			
53	6	5	62	28	2			1	
54	3	10	104	38	6	1			
55	1	8	58	23	5	4			
56	1	13	94	47	6	2			
57	1	4	63	32	5	3			
58	1	3	76	42	15	3		13	
59		7	59	46	5	3		3	
60		4	105	50	7	4	2		
61		2	52	36	9	5	2	84	
62		4	79	58	14	2	16		
63		3	41	24	9	4	3		
64		1	78	55	16	4	5		
65		1	40	32	19	3	19		
66	1		64	43	12	3	1		
67			38	36	13	9	7		
68		1	48	64	16	1	3		
69			56	42	13	5	14		
70		1	49	40	18	6	3		
71			28	32	15	3	5		
72		1	33	56	27	3	2		
73			27	60	27	6	12		
74			25	34	15	3			
75			21	45	27	4	4		
76			30	36	22	6	1		

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
77			7	45	14	5	14			
78			15	45	18	3	55			
79			12	41	26	4	2			
80			9	39	26	2	6			
81			8	54	13	3	24			
82			7	29	22	6	21			
83			2	53	18	6				
84			1	46	23	9				
85			3	56	33	36	19			
86			2	48	21	11				
87			1	52	32	19				
88			3	32	22	32				
89			3	28	30	22				
90			1	35	25	127				
91			2	36	45	9				
92				35	28	13				
93				28	31	50				
94				25	46					
95				22	34					
96				27	59					
97			1	23	411					
98				15						
99				20						
100				16						
101				22						
102				13						
103			1	23						
104				28						
105				18						
106				25						
107				22						
108				32						
109				25						
110				29						
111				32						
112				29						
113				31						
114				30						
115				28						
116				42						
117				43						
118				44						
119				40						
120				62						
121				49						
122				69						
123				48						
124				58						
125				423						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
人員計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	全級
	1,490	1,805	2,730	3,440	1,361	446	240	102	64	11,678
級別構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	12.8	15.5	23.3	29.4	11.7	3.8	2.1	0.9	0.5	100.0
平均給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	211,730	244,226	285,520	373,215	416,460	431,429	446,611	459,936	477,700	322,275
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	22.3	27.0	33.0	45.0	51.4	52.3	54.1	54.5	56.0	37.9

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級
	助教	講師	准教授	教授
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				1
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21			1	
22			1	
23				
24		1		
25			1	
26				
27				
28				
29	1			2
30				
31				1
32				
33		1		
34				
35		1		1
36				
37	1			
38				1
39	1			
40				1
41		2	1	
42			2	
43	1			
44	1			
45				3
46		1		1
47			1	1
48	1			1
49				2
50		1		2
51	1		1	
52				2
53		1		
54		1		1
55	1	1		1
56	2	1	1	2
57	3	1	3	
58				
59	3	1		1
60				
61	1			
62			1	1
63				
64			1	
65		1	2	
66	1		1	
67				
68				

職務の級 標準的な 職務 身給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	助教	講師	准教授	教授	
69	1	1			
70	1				
71					
72		1			
73			1		
74					
75					
76					
77					
78					
79			1		
80					
81					
82					
83		2			
84					
85					
86					
87					
88					
89			1		
90					
91					
92					
93					
94					
95	1				
96		1			
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全 級
人員計	人 21	人 19	人 20	人 25	人 85
級別構成比	% 24.7	% 22.4	% 23.5	% 29.4	% 100.0
平均給料月額	円 321,652	円 385,695	円 425,273	円 498,878	円 412,474
平均年齢	歳 39.1	歳 45.1	歳 50.0	歳 56.1	歳 48.0

教育職給料表 (二)

(高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		2			
8					
9					
10					
11		2			
12					
13		4			
14	1				
15	1	4			
16		3			
17		478			
18		4			
19		97			
20		37			
21		167			1
22		10			38
23		478			113
24		41			54
25	1	179			77
26	1	57	1		131
27		644			85
28	3	45			106
29	3	243			69
30	1	89			74
31	8	686			27
32	1	67			30
33	8	226			25
34	1	117			62
35	3	786			65
36	1	80			56
37		305			64
38		133			78
39	8	799			43
40	3	96			43
41	2	279			22
42	1	156			26
43	6	572			17
44	5	105			17
45	4	330			10
46	4	160			6
47	5	514			3
48	4	140			2
49		26	1		
50		25			
51	5	38			
52	5	290			
53	2	182			
54	4	481			
55	5	185	1		
56	1	299	1		
57	11	164			
58	4	444			
59	5	159			
60	2	238	1		
61	4	146	1		
62	3	352			
63	5	68			
64	5	70		1	
65	1	115			
66		268			
67		212		4	
68	7	332		4	
69	4	21		4	
70	2	28		2	
71	3	133	1	7	
72	3	193	1	18	
73		152	2	20	
74	2	279		19	
75	2	146		42	
76	3	189	2	49	
77		166		66	
78		261	2	184	
79	2	148	1	76	
80		211	1	74	
81	2	165		98	
82	2	234	1	111	
83	1	138	4	93	
84	1	184	2	80	

職務の級 標準的な職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
	人	人	人	人	人	人
85		150			66	
86	1	192	1		108	
87	3	125	4		72	
88	2	177			69	
89		12	2		65	
90	2	6	4		55	
91		116	2		58	
92	1	144	4		28	
93	1	101	9		29	
94	1	133	14		18	
95	2	99	15		11	
96	3	152	11		7	
97	2	90	13		5	
98	2	118	11		4	
99	2	102	10		2	
100	3	128	3			
101		8	4			
102		7	3			
103		8				
104	2	77				
105	1	101				
106		95				
107	2	142				
108	2	63				
109	2	127				
110	5	111				
111	1	185				
112	2	146				
113		124				
114		127				
115		108				
116	1	151				
117	2	104				
118	1	162				
119	4	124				
120	2	175				
121		207				
122		140				
123		207				
124	2	327				
125		172				
126		310				
127		229				
128	2	294				
129		283				
130	2	373				
131	3	354				
132	1	326				
133	2	522				
134		360				
135		535				
136		367				
137	3	8				
138	2	616				
139	2	317				
140	1	745				
141		590				
142	3	586				
143	1	1089				
144		919				
145		690				
146	1	869				
147	2	386				
148	1	346				
149		222				
150		229				
151		83				
152		122				
153		7				
154		10				
155						
156		4				
157						
158	1					
159		1				
160	1					
161	1	26				
人員計	254	31,738	133	1,549	1,344	35,018
級別構成比	0.7%	90.7%	0.4%	4.4%	3.8%	100.0%
平均給料月額	265,198	340,727	409,723	432,413	445,794	348,530
平均年齢	34.5	40.9	52.2	52.9	57.0	42.0

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額が含まれる。

研究職給料表

(研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級 技師	2級 研究員	3級 上席研究員	4級 次長・主席研究員・ 主任上席研究員	5級 所長
1					
2					
3					
4					
5		2			
6		1			
7					
8					
9		1			
10			2		
11			2		
12			2		
13		1			
14		1	2		
15		5			
16		3			
17					
18			5		
19		3	1		
20			1		
21					
22		1	1		
23		5			
24		2	4		
25		3			
26		2	2		
27		5	2		
28			6		
29		1	1		
30			2		
31		3			
32		2	5		
33			1		
34		1	1		5
35		5	2		
36			3	1	
37		1	1		
38		1	1		
39		1			1
40			3		
41		5	1		
42			2	1	
43	1	3	2		
44		1	2	1	
45			2		
46			4	2	
47			3	4	
48			1	1	
49		1	1	4	
50			2		
51			1	1	
52			1	1	
53		1	2	5	
54		1	2	7	
55	1	1	4	2	
56		1	2	3	
57				4	
58			2	7	
59			6		
60		1		3	
61		1	1	3	
62			4	7	
63		1	5	6	
64			1	14	
65			1	10	
66			1	6	
67				5	
68			1	7	

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
69	人	人	人	人	人	
70			1	7		
71				8		
72				8		
73				7		
74				4		
75				6		
76				11		
77				9		
78				14		
79				6		
80				9		
81				12		
82			1	17		
83						
84						
85						
86						
87			1			
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
人員計	人 2	人 67	人 107	人 223	人 6	人 405
級別構成比	% 0.5	% 16.5	% 26.4	% 55.1	% 1.5	% 100.0
平均給料月額	円 225,600	円 255,299	円 354,453	円 439,351	円 467,169	円 385,830
平均年齢	歳 28.0	歳 29.4	歳 38.5	歳 51.9	歳 58.7	歳 44.6

医療職給料表(一)

(保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級
	医師	主任医師	センター長	センター長
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35			1	
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				1
50				
51				
52				1
53				1
54			1	1
55				
56				1
57				
58				
59				1
60			1	
61				
62				
63				1
64				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	
	医師	主任医師	センター長	センター長	
65	人	人	人	人	
66				4	
67					
68					
69					
70					
71			1		
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78			1		
79			1		
80			1		
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
					全級
人員計	人 1	人 1	人 7	人 11	人 20
級別構成比	% 5.0	% 5.0	% 35.0	% 55.0	% 100.0
平均給料月額	円 X	円 X	円 515,743	円 564,149	円 530,112
平均年齢	歳 X	歳 X	歳 49.6	歳 59.5	歳 54.0

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11		4						
12								
13		1						
14								
15		6						
16								
17		15						
18		2						
19		7	1					
20		2						
21	2	1						
22		3						
23	5	11						
24								
25	4	2						
26		4	2					
27	4	14	1	1				
28		1		1				
29	10	2						
30	1	2	10	1				
31	2	22	2	1				
32		2		3				
33	5	4						
34		5	4	1	1			
35	2	12	1	6				
36		2		8				
37		4		1	1			
38	1	8	9	1	3			
39		24	1	3				
40			1	11	1			
41	1		1	1	1			
42		7	1	1	1			
43	2	8	2	2	2			
44	1	1	1	8	6			
45		2	3		1	2		
46	1	1	1	2	3			
47		4	1	1	3	2		
48	1	2	1	4	2	2		
49	1	2	1		2	4		
50	2	2	1	1	2	2		
51	1	1	1	2	9	4		
52		1		6	4	2		
53	1	1		1	3	2		
54		2	2			2		
55		2		1	4	2		
56		3		4				
57		1			4	2		
58		2			1	3		
59		1		1		1		
60					1	6		
61	1	1		1	2	4		
62					1	2		
63		1			1	9		
64					1	6		

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
65	人 1	人	人	人	人	人	人	人	
66					1	2			
67		2				4			
68		1			1	9			
69		1			1	9			
70					2	4			
71						4			
72					1	3			
73						69			
74					1				
75		2							
76									
77									
78									
79									
80									
81									
82									
83	1								
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	人 50	人 211	人 48	人 74	人 67	人 170	人 1	人 1	人 622
級別構成比	% 8.0	% 33.9	% 7.7	% 11.9	% 10.8	% 27.3	% 0.2	% 0.2	% 100.0
平均給料月額	円 197,160	円 231,606	円 270,581	円 310,118	円 367,363	円 417,664	円 X	円 X	円 307,378
平均年齢	歳 26.2	歳 29.9	歳 34.1	歳 37.8	歳 43.5	歳 53.2	歳 X	歳 X	歳 38.8

医療職給料表(三)

(保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師 人	保健師・看護師 人	主任保健師・ 主任看護師 人	主査 人	副主幹 人	課長 人	課長 人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		1					
18							
19							
20							
21							
22			1				
23		2	2				
24							
25							
26							
27		8					
28							
29		1					
30			1				
31		2					
32		1					
33		2					
34			2				
35		6			1		
36					1		
37		1	1				
38		2	1		1		
39		2					
40			1				
41		2					
42		1	1				
43		6			1		
44		1			2		
45		1					
46		1	2				
47		1			1	1	
48		1			2		
49		1					
50		1				1	
51		4					
52		1			4		
53					1		
54		2	1		1		
55		3					
56							
57		2				1	
58		1				1	
59		1			2	1	
60		1			3		
61		1				1	
62			1				
63				2		1	
64		1		1			
65		1		1			
66		1				2	
67		1			1	1	
68		1			2	1	
69		1				1	
70							
71		1					
72							
73		1			1	1	
74						4	
75		1			1	1	
76						1	
77							
78		2				2	
79						3	
80		1				4	

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
	人	人	人	人	人	人	人	人
81		1			2	3		
82						1		
83						4		
84					1	1		
85						3		
86					1	2		
87		1				1		
88						4		
89						1		
90						1		
91						1		
92								
93						19		
94								
95		1						
96								
97								
98		1						
99								
100								
101		1						
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140		1						
141								
142								
143								
144								
145		1						
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人員計	-	79	14	33	63	7	-	196
級別構成比	-	40.4	7.1	16.8	32.1	3.6	-	100.0
平均給料月額	-	258,689	280,314	335,255	394,201	431,386	-	322,850
平均年齢	-	32.9	34.1	41.3	52.1	55.6	-	41.4

海事職給料表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17	1				
18					
19			1		
20					
21					
22					
23	2			1	
24					
25					
26					
27			1		
28					
29					
30					
31	1				
32					
33					
34			1		
35					
36				2	
37					
38					
39				2	
40					
41	2				
42					
43					
44					
45					
46			1		
47					
48			1	1	
49					
50					
51					
52	1				
53					
54				1	
55			1	1	
56					
57					
58					
59				1	
60				1	
61				1	
62					
63					
64					

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
65	人	人	人	人	人	
66						
67					1	
68						
69						
70						
71			1	1		
72						
73				1		
74						
75			1	1		
76				1		
77						
78				2		
79						
80						
81				1		
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88				2		
89				4		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96			1			
97						
98						
99						
100						
101			1			
人員計	人 7	人 0	人 10	人 25	人 1	人 43
級別構成比	% 16.3	% -	% 23.3	% 58.1	% 2.3	% 100.0
平均給料月額	円 230,300	円 -	円 350,890	円 420,203	円 X	円 374,001
平均年齢	歳 25.4	歳 -	歳 41.5	歳 47.8	歳 X	歳 42.9

福祉職給料表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	1					
16						
17		1				
18						
19						
20			1			
21	1	3				
22		1				
23	2		1			
24		1				
25	5	1				
26						
27						
28	1	2				
29	6	1				
30						
31	8	1				
32						
33	3	1				
34		1	1			
35	5					
36						
37	1					
38	1			2		
39	2	1		1		
40	1			1		
41	2	2			1	
42	1	1				
43	1	1				
44	1	1		1		
45		2		1		
46	1	1		1		
47	1	2		1	1	
48		1		1		
49	1					
50	1	2				
51	3	2				
52	2					
53		1				
54		1	1	2		
55	1					
56	2	2				
57	1					
58						
59		1				
60			1			
61						
62		1				
63				1		
64						
65						
66				3		
67				2		
68	1			1		
69				1		
70				1		
71				2		
72	1					
73						
74				1		
75						
76				1		
77						
78	1			1		
79						
80				1		

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	全級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長	
	人	人	人	人	人	人	人
81				1			
82							
83							
84							
85							
86				1			
87							
88							
89							
90				2			
91				1			
92							
93							
94				3			
95							
96							
97				12			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131	1						
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
人員計	人 59	人 36	人 13	人 39	人 1	人 -	人 148
級別構成比	% 39.8	% 24.3	% 8.8	% 26.4	% 0.7	% -	% 100.0
平均給料月額	円 207,756	円 262,506	円 314,531	円 390,915	円 X	円 -	円 280,169
平均年齢	歳 27.4	歳 32.8	歳 39.7	歳 51.2	歳 X	歳 -	歳 36.3

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	1
3	
4	
5	2
6	
7	
人員計	3

第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	1

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(平成27年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	91			6	52	30	3				
	研究職給料表	7				7						
	医療職給料表(二)	4				2	1	1				
	医療職給料表(三)	2				2						
	海事職給料表	6				6						
	福祉職給料表	3			2	1						
教育職員	教育職給料表(二)	773	2	771								
警察官	公安職給料表	26				6	9	9		2		
給料表計		912										
60歳		411										
61歳		252										
62歳		122										
63歳		70										
64歳		57										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(平成27年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	487			15	202	270					
	研究職給料表	22			2	20						
	医療職給料表(二)	16				1	6	9				
	医療職給料表(三)	4			1	1	2					
	海事職給料表	0										
	福祉職給料表	0										
教育職員	教育職給料表(二)	1,079		1,079								
警察官	公安職給料表	0										
給料表計		1,608										
60歳		333										
61歳		354										
62歳		365										
63歳		268										
64歳		288										

民間給与関係

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成27年職種別民間給与実態調査)

企 業 規 模 産 業	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	312	74	39	32	119	48
農 業 , 林 業 , 漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	17	5	4	—	4	4
製 造 業	117	24	14	15	45	19
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	63	17	5	7	25	9
卸 売 業 , 小 売 業	28	10	6	2	8	2
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	15	8	1	1	5	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	72	10	9	7	32	14

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が10所、調査不能の事業所が51所あった。
 2 調査対象事業所373所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所10所を除いた363所に占める調査完了事業所312所の割合(調査完了率)は、86.0%。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」(郵便局に分類されるものを除く。)及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における初任給の改定状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

学 歴	項 目 新規学卒者 の採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者 の採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	28.7 %	(35.1) %	(63.3) %	(1.6) %	71.3 %
高 校 卒	13.0	(28.0)	(72.0)	—	87.0

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 職種別、学歴別初任給

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	199,621 円
	短 大 卒	172,582
	高 校 卒	159,723
新 卒 事 務 員	大 学 卒	199,023
	短 大 卒	172,532
	高 校 卒	158,752
新 卒 技 術 者	大 学 卒	202,898
	短 大 卒	172,688
	高 校 卒	161,833
新 卒 研 究 員	大 学 卒	X
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	—
	高 校 卒	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	—
準 新 卒 医 師	大 学 卒	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	X
準新卒診療放射線技師	養成所卒	X
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	※ 218,370
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	X

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成26年度中に資格免許を取得し、平成27年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、平成24年3月大学卒業後、平成24年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成27年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第14表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない			
78.0	(88.0)	[81.9]	[18.1]	(12.0)	22.0

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした場合である。
2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

配偶者に対する家族手当を 見直す予定がある	配偶者に対する家族手当を 見直す予定がない
2.9	97.1

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 扶養家族の構成別支給月額

(平成27年職種別民間給与実態調査)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,078 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,010
配 偶 者 と 子 2 人	24,475

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支給する	61.9 %
支給しない	38.1
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の平均額	26,962 円

備考 本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第16表 民間における特別給の支給状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	367,483 円
	上半期 (A 2)	369,516
特別給の支給額	下半期 (B 1)	769,775
	上半期 (B 2)	785,713
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.09 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.13
	年 間	4.22

(注) 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.10月である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

部 長 級 (非役員)		課 長 級		係 員	
一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
48.8 %	51.2 %	50.4 %	49.6 %	54.7 %	45.3 %

第18表 民間における給与改定の状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
		%	%	%	%
課長級		21.4	6.8	0.3	71.5
係員		29.4	5.3	0.3	65.0

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第19表 民間における定期昇給制度の状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給制度あり				定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
課長級		81.6	32.4	64.9	39.0	18.4
係員		91.5	39.3	73.5	45.3	8.5

(注)1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
課長級		78.2	77.0	22.0	8.9	46.1	1.2	21.8
係員		89.9	88.7	24.5	9.7	54.5	1.2	10.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
	%	%	%	%
31%以上	12.1	12.1	11.5	11.5
30%	34.5	46.6	26.9	38.4
29%	-	46.6	-	38.4
28%	-	46.6	-	38.4
27%	2.1	48.7	3.6	42.0
26%	-	48.7	-	42.0
25%	51.3	100.0	58.0	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第22表 民間における公的年金が支給されない再雇用者（フルタイム勤務）の給与水準の状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

	公的年金が支給される同じ職種・職位のフルタイムの再雇用者と比べて			再雇用者に賞与を支給していない
	同じ	高い	低い	
	%	%	%	%
月例給与	88.1	8.8	3.1	-
年間賞与	82.1	5.9	2.8	9.2
年間給与	87.8	8.7	3.5	-

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である。

第23表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって		(A) - (B)	備 考	対 応 級	
			支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	32	52.7	725,620	184	725,436	構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	本表2企業規模 50人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	19	52.4	807,797	235	807,562		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	12	52.5	630,501	131	630,370		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	26	52.4	660,485	0	660,485	構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	21	52.7	667,391	0	667,391		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	4	54.1	672,864	0	672,864		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	401	52.8	674,657	4,031	670,626	2課以上又は構成員 20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	272	53.2	715,658	1,179	714,479		
	短 大 卒	33	51.2	586,666	4,021	582,645		
	高 校 卒	93	52.1	590,491	8,848	581,643		
	中 学 卒	3	52.0	572,347	101,807	470,540		
	技 術 部 長	225	52.1	685,045	2,332	682,713	同 上	同 上
大 学 卒	183	52.1	698,032	1,135	696,897			
短 大 卒	15	50.0	579,631	8,562	571,069			
高 校 卒	27	53.2	649,902	7,210	642,692			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	144	51.3	573,401	2,587	570,814	上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	96	51.4	604,581	1,197	603,384			
短 大 卒	11	48.2	483,724	15,822	467,902			
高 校 卒	35	51.7	518,394	2,738	515,656			
中 学 卒	2	53.0	479,931	0	479,931			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支 給す る 給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	71	50.1	591,591	3,419	588,172	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	本表 2 企業規模 500人以上、本表 3 企業規模 100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	53	49.5	607,412	1,429	605,983		
	短 大 卒	6	49.4	556,005	5,475	550,530		
	高 校 卒	11	52.3	538,382	12,648	525,734		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長	794	48.8	579,769	6,297	573,472	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	509	48.5	607,782	6,295	601,487		
	短 大 卒	70	47.7	525,375	2,569	522,806		
	高 校 卒	208	49.7	533,114	6,831	526,283		
	中 学 卒	7	47.1	413,211	28,723	384,488		
	技術課長	603	47.8	565,231	10,989	554,242	同 上	同 上
	大 学 卒	414	47.2	576,781	9,846	566,935		
	短 大 卒	53	48.1	563,594	20,562	543,032		
	高 校 卒	130	49.7	532,643	9,946	522,697		
	中 学 卒	6	49.6	421,129	24,409	396,720		
	事務課長代理	312	46.3	514,011	37,469	476,542	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	同 上
	大 学 卒	182	45.8	547,548	46,823	500,725		
	短 大 卒	40	44.9	461,185	16,650	444,535		
	高 校 卒	89	48.0	463,077	26,429	436,648		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	138	42.5	516,012	64,426	451,586	同 上	同 上	
大 学 卒	88	39.7	516,655	63,006	453,649			
短 大 卒	15	46.7	499,113	46,730	452,383			
高 校 卒	35	48.4	520,731	74,992	445,739			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 「中間職（課長—係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	784	44.4	453,421	57,747	395,674	係の長及び係長級 専門職	本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大学卒	346	41.5	443,525	58,094	385,431		
	短大卒	93	45.8	442,085	45,368	396,717		
	高校卒	341	47.0	468,479	61,580	406,899		
	中学卒	4	48.7	338,651	0	338,651		
	技術係長	686	44.7	521,289	77,255	444,034	同上	同上
	大学卒	308	41.3	508,975	65,826	443,149	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長一係員 間）	同上
	短大卒	78	44.9	523,447	71,642	451,805		
	高校卒	297	48.8	536,991	93,555	443,436		
	中学卒	3	52.8	469,006	79,504	389,502		
	事務主任	687	40.5	405,370	49,347	356,023		
	大学卒	339	38.6	419,540	49,382	370,158	同上	同上
	短大卒	121	40.9	395,734	41,605	354,129		
	高校卒	222	43.7	384,118	54,158	329,960		
	中学卒	5	49.0	413,588	54,668	358,920		
	技術主任	450	43.2	503,978	89,680	414,298		
	大学卒	165	38.9	450,225	80,390	369,835	同上	同上
	短大卒	72	39.7	445,087	70,811	374,276		
	高校卒	208	48.7	578,378	105,628	472,750		
	中学卒	5	51.6	564,583	88,215	476,368		
事務係員	3,216	34.3	314,740	44,383	270,357			
大学卒	1,565	30.8	322,165	48,735	273,430	同上	同上	
短大卒	515	36.7	297,235	31,339	265,896			
高校卒	1,114	39.5	309,271	42,465	266,806			
中学卒	22	45.7	343,139	69,398	273,741			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

2 企業規模500人以上

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	27	52.5	756,858	229	756,629	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	18	52.1	814,757	254	814,503		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	9	53.2	652,230	183	652,047		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	18	52.8	683,494	0	683,494	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	15	52.4	675,952	0	675,952		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	3	54.7	728,764	0	728,764		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	191	52.5	717,269	1,610	715,659	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	145	52.6	735,177	1,192	733,985		
	短 大 卒	14	49.8	606,485	7,609	598,876		
	高 校 卒	31	53.2	687,346	578	686,768		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 部 長	146	52.6	719,936	331	719,605	同 上	同 上
	大 学 卒	126	52.7	730,126	379	729,747		
短 大 卒	8	51.3	667,525	0	667,525			
高 校 卒	12	52.2	639,783	0	639,783			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	39	51.1	624,769	0	624,769	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	29	51.3	664,012	0	664,012			
短 大 卒	3	47.2	560,883	0	560,883			
高 校 卒	5	50.9	507,253	0	507,253			
中 学 卒	2	53.0	479,931	0	479,931			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	45	50.5	606,365	1,708	604,657	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 9級、10級
	大 学 卒	41	50.1	601,658	1,864	599,794		
	短 大 卒	2	55.6	774,584	0	774,584		
	高 校 卒	2	53.8	572,548	0	572,548		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	497	49.0	613,418	8,087	605,331	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	349	48.7	629,430	8,485	620,945		
	短 大 卒	30	47.1	569,401	799	568,602		
	高 校 卒	116	50.7	576,685	8,806	567,879		
	中 学 卒	2	45.6	454,776	0	454,776		
	技術課長	416	47.8	594,472	11,493	582,979	同 上	同 上
	大 学 卒	313	47.3	592,935	10,313	582,622		
	短 大 卒	33	48.0	612,337	31,872	580,465		
	高 校 卒	69	50.2	593,577	6,353	587,224		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	155	46.6	555,268	48,960	506,308	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	104	46.2	596,418	55,906	540,512		
	短 大 卒	11	42.8	408,116	24,610	383,506		
	高 校 卒	40	49.1	461,429	32,984	428,445		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	93	42.3	544,254	75,943	468,311	同 上	同 上	
大 学 卒	64	39.3	543,693	74,101	469,592			
短 大 卒	11	46.6	531,772	59,070	472,702			
高 校 卒	18	51.5	553,294	92,317	460,977			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	461	44.3	486,537	71,676	414,861	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	228	41.5	467,350	69,576	397,774		
	短大卒	39	46.9	490,875	59,622	431,253		
	高校卒	194	47.7	512,673	77,419	435,254		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	508	44.9	547,715	85,895	461,820	同 上	同 上
	大学卒	246	41.8	531,963	70,513	461,450		
	短大卒	47	46.0	575,270	94,333	480,937		
	高校卒	214	49.1	563,545	106,067	457,478		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務主任	308	41.3	403,516	61,358	342,158	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級、4級）
	大学卒	146	38.3	396,907	57,503	339,404		
	短大卒	59	43.1	387,429	56,747	330,682		
	高校卒	101	45.3	422,287	69,229	353,058		
	中学卒	2	47.5	474,506	131,702	342,804		
技術主任	345	44.1	537,520	102,050	435,470	同 上	同 上	
大学卒	124	39.3	469,588	89,456	380,132			
短大卒	42	40.6	495,803	88,753	407,050			
高校卒	176	49.6	610,969	116,840	494,129			
中学卒	3	49.7	724,086	135,168	588,918			
事務係員	1,867	33.9	323,717	48,709	275,008		行政職 1級	
大学卒	917	30.3	326,526	53,547	272,979			
短大卒	272	36.3	304,537	32,765	271,772			
高校卒	670	40.1	327,208	46,295	280,913			
中学卒	8	46.0	331,413	64,699	266,714			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技 術 係 員	1,502	32.5	369,447	71,436	298,011		行政職 1級
	大 学 卒	646	31.9	387,990	72,624	315,366		
	短 大 卒	190	30.4	352,515	62,132	290,383		
	高 校 卒	659	33.5	356,823	72,840	283,983		
	中 学 卒	7	42.4	395,293	70,126	325,167		

3 企業規模100人以上500人未満

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	53.5	598,567	0	598,567	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	3	50.6	575,557	0	575,557		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	8	51.7	604,920	0	604,920	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	6	53.3	645,067	0	645,067		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	178	53.0	659,839	7,630	652,209	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	113	53.5	715,345	1,338	714,007		
	短 大 卒	19	52.5	568,790	785	568,005		
	高 校 卒	44	51.9	559,995	19,334	540,661		
	中 学 卒	2	49.0	484,950	163,000	321,950		
	技 術 部 長	69	51.6	637,471	5,594	631,877	同 上	同 上
	大 学 卒	50	51.1	649,198	3,207	645,991		
	短 大 卒	6	51.2	508,989	4,388	504,601		
	高 校 卒	13	53.4	651,939	14,995	636,944		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	86	50.9	570,086	4,427	565,659	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	56	50.5	594,092	2,057	592,035			
短 大 卒	6	48.9	450,346	29,411	420,935			
高 校 卒	24	52.4	538,367	4,225	534,142			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	21	50.3	582,823	8,382	574,441	前記部長に事故等のあるときの職務代行 者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 7級、8級
	大 学 卒	9	49.6	677,743	0	677,743		
	短 大 卒	4	46.8	464,742	7,761	456,981		
	高 校 卒	7	52.3	529,989	22,727	507,262		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長	247	48.3	541,998	3,564	538,434	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	139	48.1	576,152	1,726	574,426		
	短 大 卒	33	47.7	488,453	2,004	486,449		
	高 校 卒	72	49.0	500,330	5,515	494,815		
	中 学 卒	3	45.7	430,543	66,925	363,618		
	技術課長	159	48.0	511,027	9,951	501,076	同 上	同 上
	大 学 卒	85	46.7	537,109	7,762	529,347		
	短 大 卒	17	48.1	487,322	3,959	483,363		
	高 校 卒	54	49.5	483,446	15,246	468,200		
	中 学 卒	3	54.9	400,994	11,985	389,009		
	事務課長代理	139	45.9	482,732	26,508	456,224	上記課長に事故等のあるときの職務代行 者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	70	44.6	494,261	34,513	459,748		
	短 大 卒	26	45.3	467,700	15,832	451,868		
	高 校 卒	42	48.4	473,190	20,276	452,914		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	43	42.9	454,179	37,005	417,174	同 上	同 上	
大 学 卒	23	40.3	432,802	26,697	406,105			
短 大 卒	4	46.8	390,331	5,626	384,705			
高 校 卒	16	45.9	497,966	58,240	439,726			
中 学 卒	—	—	—	—	—	—		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	251	44.5	421,508	36,014	385,494	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大 学 卒	100	40.4	405,785	37,266	368,519		
	短 大 卒	42	45.6	407,542	30,847	376,695		
	高 校 卒	105	47.5	443,182	38,053	405,129		
	中 学 卒	4	48.7	338,651	0	338,651		
	技 術 係 長	159	44.9	450,878	52,851	398,027	同 上	同 上
	大 学 卒	50	40.4	420,654	46,162	374,492		
	短 大 卒	26	42.1	429,238	29,512	399,726		
	高 校 卒	81	48.1	476,230	64,072	412,158		
	中 学 卒	2	56.4	440,175	53,329	386,846		
	事 務 主 任	303	39.8	422,050	41,176	380,874	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大 学 卒	164	39.1	451,393	45,970	405,423		
	短 大 卒	47	39.3	421,244	32,824	388,420		
	高 校 卒	89	41.9	346,731	36,680	310,051		
	中 学 卒	3	49.9	379,143	11,113	368,030		
技 術 主 任	77	39.4	388,035	46,286	341,749	同 上	同 上	
大 学 卒	28	35.0	374,670	51,143	323,527			
短 大 卒	21	39.2	382,736	43,038	339,698			
高 校 卒	27	43.8	406,182	44,174	362,008			
中 学 卒	X	X	X	X	X			
事 務 係 員	1,057	35.1	305,372	39,067	266,305		行政職 1級	
大 学 卒	542	31.9	319,447	40,165	279,282			
短 大 卒	185	37.9	297,074	32,348	264,726			
高 校 卒	321	39.1	283,494	39,688	243,806			
中 学 卒	9	44.8	321,614	86,433	235,181			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技 術 係 員	648	37.3	379,313	60,637	318,676		行政職 1級
	大 学 卒	348	36.0	395,938	67,293	328,645		
	短 大 卒	90	37.6	350,944	41,954	308,990		
	高 校 卒	204	39.8	360,524	55,622	304,902		
	中 学 卒	6	38.7	326,924	57,779	269,145		

4 企業規模50人以上100人未満

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—	—	—
事 務 部 長	32	53.0	531,771	0	531,771	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上	
大 学 卒	14	55.6	545,390	0	545,390			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	18	51.1	521,922	0	521,922			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
技 術 部 長	10	50.5	556,909	6,764	550,145	同 上	同 上	
大 学 卒	7	50.4	524,384	0	524,384			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	2	57.0	686,000	0	686,000			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	19	52.9	501,249	25	501,224	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長 及び 部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	11	55.2	524,976	0	524,976			
短 大 卒	2	47.9	479,148	255	478,893			
高 校 卒	6	50.1	465,571	0	465,571			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	5	46.2	514,469	0	514,469	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 6級、7級
	大 学 卒	3	42.8	503,597	0	503,597		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	2	51.0	529,672	0	529,672		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	50	48.6	463,278	3,112	460,166	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大 学 卒	21	49.3	489,663	2,371	487,292		
	短 大 卒	7	49.9	519,151	10,939	508,212		
	高 校 卒	20	47.4	427,272	1,554	425,718		
	中 学 卒	2	49.5	373,609	0	373,609		
	技術課長	28	47.8	476,661	9,932	466,729	同 上	同 上
	大 学 卒	16	48.5	491,398	11,411	479,987		
	短 大 卒	3	49.3	495,011	0	495,011		
	高 校 卒	7	47.7	455,703	0	455,703		
	中 学 卒	2	40.5	409,313	46,651	362,662		
	事務課長代理	18	46.4	432,806	29,675	403,131	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	8	49.6	404,617	37,545	367,072		
	短 大 卒	3	48.3	562,333	0	562,333		
	高 校 卒	7	41.9	420,435	30,847	389,588		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	2	41.0	360,459	37,844	322,615	同 上	同 上	
大 学 卒	X	X	X	X	X			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	X	X	X	X	X			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	72	44.3	388,889	54,722	334,167	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	18	46.4	369,068	33,718	335,350		
	短大卒	12	43.8	421,286	53,544	367,742		
	高校卒	42	43.6	389,003	63,966	325,037		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	19	38.5	362,502	33,684	328,818	同 上	同 上
	大学卒	12	34.6	341,723	36,672	305,051		
	短大卒	5	45.2	435,365	36,262	399,103		
	高校卒	2	45.0	305,023	9,309	295,714		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	76	40.7	342,264	40,218	302,046	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	29	37.6	329,167	31,518	297,649		
	短大卒	15	40.9	317,844	30,283	287,561		
	高校卒	32	43.7	365,770	52,926	312,844		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術主任	28	40.6	368,249	41,030	327,219	同 上	同 上
	大学卒	13	40.9	365,950	29,631	336,319		
	短大卒	9	37.5	390,419	61,503	328,916		
	高校卒	5	43.3	332,243	30,884	301,359		
	中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	292	35.0	268,865	24,846	244,019		行政職 1級	
大学卒	106	31.6	274,655	23,182	251,473			
短大卒	58	35.3	253,920	19,831	234,089			
高校卒	123	37.1	265,715	27,495	238,220			
中学卒	5	46.9	393,106	47,615	345,491			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	103	32.9	298,000	33,837	264,163		行政職 1級
	大学卒	41	31.3	304,373	34,430	269,943		
	短大卒	37	31.8	297,936	32,103	265,833		
	高校卒	24	36.9	284,733	34,980	249,753		
	中学卒	X	X	X	X	X		

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	13	36.2	251,499	9,332	242,167	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	7	51.3	436,851	113,494	323,357	
	守 衛	26	46.3	355,267	55,944	299,323	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	24	61.3	987,032	6,063	980,969	
	大 学 教 授	95	60.2	789,500	8,989	780,511	
	大 学 准 教 授	73	47.8	641,251	10,038	631,213	
	大 学 講 師	50	39.9	527,231	5,465	521,766	
	大 学 助 教	15	38.9	531,735	505	531,230	
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	6	55.8	740,942	6,553	734,389	
高 等 学 校 教 諭	91	44.9	556,043	12,436	543,607		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	3	54.5	867,936	0	867,936	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 部（課）長	43	47.4	615,138	1,000	614,138	
	研 究 室（係）長	37	44.1	523,988	53,609	470,379	
	主 任 研 究 員	82	44.8	585,769	11,615	574,154	
	研 究 員	169	33.3	391,077	56,330	334,747	
	研 究 補 助 員	22	35.4	356,074	55,241	300,833	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	65.5	1,383,765	127,500	1,256,265	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	副 院 長	4	58.3	1,434,884	112,250	1,322,634	
	医 科 長	27	50.7	1,571,477	286,001	1,285,476	
	医 師	42	48.2	1,041,608	121,885	919,723	
	歯 科 医 師	3	40.3	870,000	0	870,000	
	薬 局 長	3	57.0	506,829	54,642	452,187	
	薬 剤 師	32	36.8	387,502	43,865	343,637	
	診 療 放 射 線 技 師	41	33.6	344,040	41,647	302,393	
	臨 床 検 査 技 師	27	37.2	335,507	31,025	304,482	
	栄 養 士	37	35.7	264,577	13,848	250,729	
	理 学 療 法 士	87	30.2	323,549	22,788	300,761	
	作 業 療 法 士	64	30.8	298,106	12,367	285,739	
	総 看 護 師 長	7	52.8	580,029	28,394	551,635	
	看 護 師 長	75	44.8	476,511	75,960	400,551	
看 護 師	232	38.1	379,960	50,956	329,004		
准 看 護 師	124	47.0	331,580	29,353	302,227		

その3 再雇用者

企業規模計

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって		(A) - (B)	備 考
			支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
支店長・工場長	4	64.9	695,851	0	695,851	その1給与比較の 対象職種の備考欄 参照
60歳男性	-	-	-	-	-	
事務・技術部長	26	61.6	406,375	1,604	404,771	
60歳男性	6	-	378,307	3,798	374,509	
事務・技術部次長	X	X	X	X	X	
60歳男性	-	-	-	-	-	
事務・技術課長	18	61.7	436,852	0	436,852	
60歳男性	6	-	414,588	0	414,588	
事務・技術課長代理	6	62.0	321,388	14,849	306,539	
60歳男性	2	-	290,462	27,040	263,422	
事務・技術係長	12	61.8	310,218	17,149	293,069	
60歳男性	3	-	372,659	15,984	356,675	
事務・技術主任	45	62.8	293,858	34,833	259,025	
60歳男性	6	-	308,802	41,604	267,198	
事務・技術係員	433	61.8	308,521	15,688	292,833	
60歳男性	111	-	306,193	15,876	290,317	

事務・
技術関係
職種

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職		
職務の級	標準的な職務	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	部長	支店長・工場長 部長・部次長	/	/
9級	担当部長			
8級	次長	課長	支店長・工場長 部長・部次長	支店長・工場長 部長・部次長
7級	課長			
6級	副課長・主幹	課長代理	課長	課長
5級	班長・副主幹			
4級	係長・主査	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査		係長	係長
2級	主事・技師	主任	主任	主任
1級	主事・技師	係員	係員	係員

職員給与と民間給与との比較

第24表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
384,321 円	381,098 円	3,223 円 (0.85 %)

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

平成27年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の五つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の平成27年4月における1人世帯の費目別標準生計費（平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の平成27年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

なお、2人～5人世帯については、家計調査（千葉市・勤労者世帯）における平成27年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成26年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成27年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	27,000 ^円	33,060 ^円	44,480 ^円	55,890 ^円	67,300 ^円
住居関係費	30,480	41,120	35,540	29,970	24,390
被服・履物費	4,160	5,230	6,870	8,520	10,170
雑費Ⅰ	31,730	42,760	64,950	87,160	109,350
雑費Ⅱ	13,360	27,290	31,150	35,000	38,850
計	106,730	149,460	182,990	216,540	250,060

勞 働 經 濟 指 標

第26表 労働経済指標

項目 年月	①	②	③		④	⑤				⑥				⑦	
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数(調査 産業計)	有効求人倍率 (季節調整値)		完全失業 率(季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				所定内給与 (調査産業計)				所定外給与 (調査産業計)	
			全 国	千 葉 県		全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県
	前年度比・ 前 期 比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	(千円)
平成 25年度	2.1	0.0	0.97	0.78	3.9	289.5	△ 0.5	262.8	△ 0.5	264.6	△ 0.9	240.2	△ 0.6	24.9	22.6
26年度	△ 0.9	0.5	1.11	0.91	3.5	290.8	0.3	261.6	△ 0.5	265.4	0.2	239.0	△ 0.5	25.4	22.6
平成 26年 4月		0.4	1.08	0.89	3.6	294.9	0.1	268.0	△ 1.4	268.3	△ 0.4	244.6	△ 1.4	26.7	23.4
5月	△ 2.0	0.3	1.09	0.90	3.6	290.8	0.2	261.2	△ 0.7	265.7	△ 0.1	239.7	△ 0.8	25.1	21.5
6月		0.4	1.10	0.90	3.7	291.9	0.3	260.1	△ 1.5	266.9	0.1	238.0	△ 1.1	25.0	22.1
7月		0.5	1.10	0.91	3.7	291.9	0.6	260.1	△ 0.5	266.6	0.3	237.7	△ 0.9	25.2	22.4
8月	△ 0.3	0.5	1.10	0.91	3.5	290.7	0.2	259.0	△ 1.2	266.2	0.1	237.1	△ 1.4	24.5	21.9
9月		0.4	1.10	0.89	3.6	291.7	0.5	257.2	△ 1.8	267.3	0.4	236.5	△ 1.9	24.4	20.7
10月		0.3	1.10	0.90	3.5	292.9	0.2	260.2	△ 0.8	267.2	0.1	238.2	△ 0.7	25.6	22.0
11月	0.3	0.3	1.12	0.90	3.5	292.4	0.1	259.0	△ 0.3	266.2	△ 0.1	236.2	△ 0.2	26.2	22.8
12月		0.4	1.14	0.91	3.4	292.9	0.4	261.4	0.6	266.5	0.4	237.5	0.6	26.4	23.8
27年 1月		0.7	1.14	0.90	3.6	286.0	0.6	262.3	△ 0.6	260.8	0.5	238.6	△ 0.6	25.2	23.7
2月	1.1	0.9	1.15	0.95	3.5	285.6	0.2	259.9	0.2	260.5	0.2	237.3	0.2	25.1	22.6
3月		0.6	1.15	0.94	3.4	288.2	0.2	260.9	△ 0.5	262.9	0.4	238.5	△ 0.3	25.4	22.4
4月		1.0	1.17	0.99	3.3	292.5	0.5	267.8	△ 0.6	266.5	0.6	243.6	△ 0.9	26.0	24.2
5月	△ 0.3	0.9	1.19	1.00	3.3	286.8	0.0	262.4	△ 0.1	262.6	0.3	239.9	△ 0.4	24.3	22.5
6月		0.9	1.19	1.00	3.4	290.1	0.8	264.1	1.0	265.5	0.8	241.4	0.8	24.6	22.7

資料出所 ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働省「毎月

(注) 1 ①は平成17暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑪、⑫は平成22年基準である。

2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

3 ⑩の平成25年度、平成26年度の欄は、それぞれ平成25暦年、平成26暦年の数値である。

⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目)								⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数
全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国				千 葉 市				全 国	千 葉 市	
				二人以上の世帯		うち勤労者世帯		二人以上の世帯		うち勤労者世帯				
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
149.5	141.0	12.6	11.5	290.8	1.5	318.7	1.4	280.2	7.7	302.7	5.6	0.9	0.9	1.9
149.3	141.7	12.8	11.9	291.9	0.4	318.7	0.0	299.2	6.8	319.0	5.4	2.9	3.0	2.8
153.5	144.8	13.4	11.9	302.6	△ 0.6	329.5	△ 3.1	288.2	0.5	333.2	6.7	3.4	3.4	4.2
147.5	139.1	12.5	11.1	272.2	△ 3.9	293.5	△ 4.7	278.5	△ 10.5	302.2	△ 21.2	3.7	3.8	4.4
152.9	142.7	12.4	11.3	273.8	1.2	296.0	△ 0.1	281.6	11.7	326.4	14.8	3.6	3.6	4.5
155.6	145.0	12.6	11.8	280.7	△ 2.1	311.5	0.5	294.2	1.8	331.3	8.2	3.4	3.3	4.4
145.2	137.4	12.0	11.0	282.9	△ 0.9	306.1	△ 2.1	327.8	24.2	356.1	11.2	3.3	3.1	4.0
148.2	138.2	12.4	10.8	276.4	△ 1.6	303.6	△ 3.5	298.9	17.5	299.1	9.1	3.2	3.2	3.6
153.7	142.5	12.8	11.3	288.3	△ 0.6	314.5	0.1	372.1	50.4	349.4	41.9	2.9	2.9	2.9
149.1	139.2	13.0	11.9	280.9	0.2	306.2	2.1	281.8	△ 4.2	301.1	10.1	2.4	2.2	2.6
147.9	139.2	13.4	12.4	333.3	△ 0.4	357.8	△ 0.1	311.8	△ 5.1	308.1	△ 2.0	2.4	2.4	1.8
141.4	138.5	12.7	12.9	289.3	△ 2.9	320.0	△ 1.8	283.5	△ 1.7	309.7	6.0	2.4	2.9	0.3
145.4	137.9	12.8	12.2	266.3	△ 0.5	291.4	△ 1.1	276.2	4.7	254.7	△ 9.4	2.2	2.6	0.4
150.4	142.2	13.3	12.1	318.3	△ 7.9	352.2	△ 8.4	397.7	31.0	369.9	6.3	2.3	2.5	0.7
155.8	149.7	13.4	12.7	301.1	△ 0.5	333.1	1.1	339.3	17.7	346.5	4.0	0.6	1.1	△ 2.1
143.0	140.0	12.5	12.2	287.3	5.5	317.2	8.1	281.2	1.0	281.7	△ 6.8	0.5	0.8	△ 2.2
153.4	148.8	12.6	12.3	268.7	△ 1.5	293.0	△ 0.9	269.3	△ 4.3	243.6	△ 25.4	0.4	0.6	△ 2.4

勤労統計調査全国調査、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行

人 事 院 勸 告

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との格差（0.36%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査（完了率87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36%〔行政職(一)…現行給与 408,996円 平均年齢 43.5歳〕
〔俸給 280円 地域手当 1,156円 はね返し分(注) 33円〕
(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月（公務の支給月数 4.10月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.4%）

- ② その他の俸給 表行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分
(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
27年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
	勤勉手当	0.75月(支給済み)	0.85月(現行0.75月)
28年度 以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.80月	0.80月

[実施時期]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

Ⅲ 給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

2 平成28年度において実施する事項

(1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

- * 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

勤務時間に関する勧告の骨子

○ 勤務時間に関する勧告のポイント

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（平成 28 年 4 月実施）

- ・ フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る
- ・ 組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯（コアタイム）等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- ・ 育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成 26 年 10 月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

2 フレックスタイム制の拡充の概要等

(1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4 週間ごとの期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日 5 時間設定
- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を 1 週間から 4 週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を 1 日設けることができる
コアタイムは、毎日 2 時間以上 4 時間 30 分以下の範囲内で設定
- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

(2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成 28 年 4 月 1 日から実施

公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相対的に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的なイメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力や魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

(2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

(3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（勤務時間法の改正を勧告）

(2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、服務管理等の在り方等について検討

(3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

(4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

(5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

(6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

